

第四十八回 参議院 文教委員会 會議録 第十一号

(二四一)

昭和四十年三月三十日(火曜日)
午後一時二十四分開会

委員の異動

三月二十七日

補欠選任
久保 勘一君

三月三十日

補欠選任
和田 鶴一君
鬼木 勝利君

植木 光教君
柏原 ヤス君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山下 春江君

委員

久保 勘一君
二木 謙吾君
吉江 勝保君
小林 武君

木村 篤太郎君
近藤 鶴代君
笹森 順造君

中野 文門君
中上川 アキ君
野本 品吉君

和田 鶴一君
千葉 千代世君
鬼木 勝利君

国務大臣

政府委員

文部 大臣 愛知 揆一君
文部 政務次官 押谷 富三君
文部 大臣官房長 西田 剛君
文部 省初等中等 教育局長 福田 繁君

事務局側

文部省大学学術 局長 杉江 清君
文部省体育局長 前田 充明君
文部省管理局長 齋藤 正君
常任委員会専門 員 渡辺 猛君

説明員

文部省大学学術 局審議官 村山 松雄君
文部省大学学術 局教職員養成課 長 安養寺重夫君
文部省体育局学 校保健課長 吉川 孔敏君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件
○国立学校設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国立養護教諭養成所設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○オリンピック記念青少年総合センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山下春江君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

理事補欠互選についておはかりいたします。
去る三月二十六日、理事久保勘一君が一たん委員を辞任され、これに伴い理事に欠員が生じたので、その補欠互選を行ないたいと存じます。

互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下春江君) 御異議ないと認め、理事に久保勘一君を指名いたします。

○委員長(山下春江君) 国立学校設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。愛知文部大臣。

○国務大臣(愛知揆一君) このたび政府から提出いたしました国立学校設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和四十年度における国立大学、国立高等専門学校及び国立大学の大学院及び付置研究所の新設並びに昭和四十年及び昭和四十一年度における国立大学の学部の新設等について規定するとともに、国立工業教員養成所を卒業した者に対する大学編入学資格の付与について定めようとするものであります。

まず第一は、宮城教育大学の新設についてであります。宮城県における義務教育諸学校の教員の供給については、これまで主として東北大学教育学部の教員養成課程での養成に期待してまいりましたが、現状では、各種の事情により期待どおりこれを確保することが困難となっておりますので、このたび、地元からの強い要望にもこたえ、東北大学の協力も得て、教員養成を目的とする単科大学を新設し、その改善をはかるうとするものであります。

第二は、国立大学の学部の新設についてであります。北海道大学に薬学部を、東北大学、新潟大学及び広島大学に歯学部を、弘前大学及び静岡大学に人文学部及び理学部を、埼玉大学に教養学部、経済学部及び理工学部を、鹿児島大学に法文学部及び理学部を、神戸大学及び島根大学に農学部を、鳥取大学及び長崎大学に工学部を、それぞれ設置することとし、これをもって、昭和四十一年度以降の大学入学志願者の急増に対処する国立

大学の拡充計画の一環としてしようとするものであります。このうち、神戸大学及び島根大学の農学部は、県立の農科大学を国に移管して設置するものであり、また、弘前大学、埼玉大学、静岡大学及び鹿児島大学の各学部は、既設の文理学部を改組してその教育研究体制の整備をはかるうとするものであります。これに伴い、埼玉大学の工学部を廃止するとともに、既設の四文理学部を経過的に存置することとしたしております。なお、神戸大学の農学部及び長崎大学の工学部は、予算その他の都合により、昭和四十一年度から開設することにしてあります。

第三は、国立大学の大学院の新設についてであります。これまで大学院を置かなかつた国立大学のうち、充実した学部を持つ八大学に、修士課程の研究科を置く大学院を設置し、もって、その大学の学術水準を高めるとともに、研究能力の高い職業人の養成に資するものであります。

第四は、国立大学の付置研究所の新設についてであります。近年重要性を増してきている電子工学に関する研究をさらに推進するため、静岡大学に電子工学研究所を付置することとしたいたしました。

第五は、国立高等専門学校の新設についてであります。科学技術教育振興の一環としての中堅技術者の育成を一そう推進するため、釧路、小山、東京、石川、福井、舞鶴及び北九州の七工業高等専門学校を新設することいたしました。

第六は、昭和三十九年度における宇都宮大学工学部及び図書館短期大学の併設に伴って経過的に存置してきた宇都宮工業短期大学及び図書館職員養成所を廃止することとしたしております。

第七は、国立工業教員養成所を卒業した者に対する大学編入学資格の付与についてであります。このことについては、国立工業教員養成所が充足

して以来、養成所の目的、性格を考慮して、慎重に検討してまいりましたが、このたびの卒業者に對し、大学に編入学することができるようになることが適當であるとの結論に達したものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○委員長(山下春江君) 以上で提案理由の説明聴取は終わりました。

〔速記中止〕

○委員長(山下春江君) 速記をつけてください。

○委員長(山下春江君) 国立養護教諭養成所設置法案を議題といたします。

本法案については、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

御質疑のある方は順次御発言願います。

なお、政府側から愛知文部大臣、押谷文部政務次官、西田官房長、杉江大学学術局長、前田体育局長が出席いたしております。

○千葉千代世君 私は国立養護教諭養成所設置法案について質問いたします。

先般、育英会法の一部改正のときに伺いましたのですが、文部大臣の提案理由の説明の中に、公立の小学校及び中学校の養護教諭については、昭和三十九年度以降五カ年のうちに五千二百人と、こう増員計画がございすすね。これは、私あの時き時間がなくて省略したのでございすすけれども、三十七年の三月に五カ年計画をお約束なさって、そのときには三十八年から五カ年間で、この間の答弁の中には、標準法がその後でできたので、それ以後というお話でございすすのですけれども、当初約束されたものが、その後、福田初中局長さんの答弁では確認されているわけなんです。この関連をもう一べん御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(杉江清君) ただいま初中局長が参りますので、直接、初中局長からお聞きを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 直接の御答弁にならないかも知れませんが、初中局長から補足してもらふことにいたしました。三十九年度からのとりあえず計画につきまして御説明いたします。

三十九年度から四十三年度までに公立小中学校の養護教員約五千二百人を増員いたしたい、これは御指摘のとおり計画でございすす、従来の減耗補充の必要数を含めまして、大体、毎年度次に申しますような方向で充足をいたしたい。これによりまして公立小中学校の養護教員が約一万五千名になり、約四五％に設置可能になるようにいたしましたというわけでございすす、毎年度の計画を約二百四十人、大学、短期大学卒業生約百五十人、県立等の養成機関の修了者約三百十人、それから養護職員からの配置がえ、これは四十年度から現職教育を実施して正規の資格を取得させたといふと考えております者を含んでおりますが、約六百人、その他約百人、毎年度こういうふうな計画で進めたいと考えております。

○千葉千代世君 この法案を見ますと、北海道と岡山の二カ所になっておりますわけなんですけれども、文部省では何カ所大蔵省に対して第一次要求なさったのでございすすか。

○国務大臣(愛知揆一君) これは前々から考えておりましたところによりまして、できるならば八ブロックの一つずつというところで、八つくりたいという考え方をもち進んだわけでございすす、四十年度におきましては、予算その他いろいろの関係から二カ所ということになったわけでございすす、できれば、まあ私の自分の考え方として、四十一年度には残りの六つにつぎましてぜひ予算も要求したい、実現をはかりたい、そういうふうな心組んで努力を新たにしたいと考えております。

○千葉千代世君 まあ大臣の先ほどの増員計画と

養成所をふやしていきたいということは全く賛成でございすす、この残る六つだけを来年度増設をいたしました、大臣のおっしゃる増員計画には沿っていないと思うんですが、具体的には、この法案を見ていきますと、養成所設置法案で、養成所設置法案でよく出されますね、養成所設置法案については、国立の工業や何かの問題でね。これは恒久的にやりたいという意味と解釈してよろしいでしょうか。この法案が臨時措置法案でなくて、養成所設置法案でございすすね。ですから、大臣のおっしゃったように六つ来年やっても、その次もやるといふ恒久的な法案と解釈してよろしいかどうか、お伺ひいたします。

○国務大臣(愛知揆一君) そのつもりで、成案を得たわけでございすす。

○千葉千代世君 八ブロック八校の要求をしていらっしゃるんですね。その八つはどこでございすすか。

○国務大臣(愛知揆一君) これは先ほど申し上げましたように、八ブロック、いわゆる八ブロックでございすす。したがって、今回は北海道と中部地方でございすすから、自余の六つのブロックを大体予定しておりますけれども、しかし、これは地域的な需要数なども考慮いたしまして、その六つのブロックの中で、どこかの場所を選んだらいいかということにつきましては、もう少し検討いたしたいと考えております。

○千葉千代世君 それでは、当初、文部省が大蔵省に要求なさったときの設置個所の名前、どこどこですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 四十年度としては、北海道旭川分校と岡山でございすす、こういうところにあわせて設置したいと考えましたのは、弘前、茨城、金沢、大阪学芸大学、徳島、熊本各大学でございすす。しかし、これはただいま申し上げましたように、四十年度の概算要求をいたしたいと考えた昨年八月ごろの計画でございすすから、これらの点について、あるいは四十年度に若

干の調整を加えるかもしれないので、その点はまだ未決定でございすす。

○千葉千代世君 八つの要求をなさって二つだけできた。そのあと六つの大学では受け入れ態勢は十分であつたでしょうか。その点の連絡はいかがだったでしょうか。

○国務大臣(愛知揆一君) そういう点を含めまして、もう少し詰めてみたい。今年の概算要求の時期にその点をはっきりとまとめてみたいと考えております。これは受け入れ側の十分な態勢と理解ある協力がなければもちろんいけませんし、それから先ほど申しましたように、大体こういふところに置けば目的が一応達せられるかと思ひますけれども、地域的な需要でありますとか、それから養護教員の充足の状況などについても、あわせて勘考しなければならぬかと考えております。

○千葉千代世君 この養成所に關連するわけですが、たとえば大阪大学の場合には、全国でただ一つ国立として保健科の免状、養護教員じゃなくて、保健科の免状を出す学部があるわけですね。ところが、ここ二、三年、たしか二年くらいだったと思ひますけれども募集してないわけなんです。この養成所ができれば、たいへん都合がいいというので、受け入れ態勢もたいへん万全である。それがないために教授の方々が、たとえば保健の免状をやるための学部でございすすから、その専任の教授の方がおつた。それが募集をしない。そうすると、その先生方が余分と見られていくのじゃなからうかというので、転任の問題もあるように聞いたのですが、その点はいかがでございすすか。

○政府委員(杉江清君) いまの保健の免状を与えているところは、相当たくさんございすす。数にいたしましては、ほぼ四十近く保健の免状を与えているわけでございすす。で、これらのところには、まあ十分でございすすませんが、相当の教官組織もあるわけでございすす。それらの協力を得ることは可能だと考えております。

○千葉千代世君 私が申し上げたのはことばが足りませんでしけれども、いろいろな科目をやるのと一緒に保健をやるというのは短期大学でもどこでもあるわけですね。ところが、大阪大学に保健の免状だけをやる部があるわけですね。大学としては、その部だけやるというのはそんなにないでしょう。それは教授がたしか二人か三人いらっしゃるはずですね。

○説明員(安養寺重夫君) 現在、保健体育科、保健の免許状というものを発行しているわけですが、大学におきましては、両方ともとれる用意をしておるわけですね。お話しの大阪学芸大学は、保健を専攻する学生を募集するといふ多少特別の扱いをいままですてまいってあります。今後は保健体育の中でそういう専攻を分けるといふような形で学生を募集しようといふようなお話になっておるように聞いておるわけですね。

○千葉千代世君 これは私の前大阪に行きましたときに、去年だったと思いますが、養護教諭が非常に足りないのだというので、これはおかあさん方も一緒に、たいへんな請願運動をなさって、府にもつくってほしいというふうな、こういうような並行した運動をなされておったのです。そんなにやって受け入れ態勢があるのでしょうか。どうかどうなんですかと聞いたのです。そして、文部省のほうで今度増設していただけるような配慮がある。そうしたら、ちょうど大阪でも、いまの学部の問題でも募集していないからいいではないかというので、たいへんこれはみんなあけて熱心だったと、こういうことを聞いておったのですから。そうすると、これはこし残ったのを来年やるといふ問題じゃなくて、新しい観念からそれぞれの実情を参酌して増設したいと、こういう文部大臣の御意向でございました。うです。ですから、これは受け入れ態勢と同時にやはりお考えいただきたい。

もう一つは、たいへん要望し続けておった山形でございますが、山形は、県立の養成所とたしか

三つぐらいあると思うのですけれども、それをちょっと実情をお知らせいただきたいのです。——この間、私、文部省からいただいた資料がどこかへ入っているのですけれども、それが見つかからないのです。

○説明員(安養寺重夫君) いまお話しした山形には、養成機関が、県立の養護教諭養成所というのがございます。このほかに山形大学の教育学部でお世話になっておられます看護婦の有資格者を一年間お預かりいたします養護教諭養成課程というものを経営いたしております。両方の卒業者が養護教諭になっておるといふ現状でございます。

○千葉千代世君 そこで、県立の養成所が間借りしておったのです。大学の敷地の中にあつて。そうして、いまおっしゃったように、今度は山形のたしか高等学校の中に入つていったのです。大学が移転したので。そういうふうな関係の中で、これは設備的にもここで転換しなければならぬ、制度的にも、同じ県に二つの違ったものではなくて、できれば国立の養成所を設置して、そうして一本にして、しかもあそこでは四年制の大学、これを要望していられしやるわけですが、いまあるのは三年ですから、四年制の方向を

目ざしてというふうな御意見をたいへん伺ったのですが、山形は全国に先がけて県立の養護教諭養成所をつくつて、実際の経験ある方が主になって非常に成績をあげた。養護教諭については、いわゆる養成計画が非常にいいので、いい方がたくさん出ています。ところが、それが今度は就職する場合になりますと、標準定数法によりまして押えられぬものから、よその県に行つてしまふ。こういう実情にあつて、県費をかけて一生懸命養成しても、職場が狭いものですから、しかも標準定数以上に設置してあるところについて云々という、限度政令の問題と関連してまいりますけれども、非常に年齢を若く、まあめさせる

というか、はつきりいえばそういうことになってしまふ。ですから、いろいろのそこ問題点が出てきているわけなんですけれども、文部省の養成

計画に沿つた国立養成所とか、そういうふうな方向に、発展的な方向にいくような、何らかのめどはないでしょうか。

○説明員(安養寺重夫君) 山形県立の養護教諭養成所は、高等学校卒業者を二年預かりまして二級の資格を与える機関でございます。国立の養護教諭養成所につきましては、先ほど申し上げたような資格を付与いたしまして一級の資格を与える。国立でやっておりますものの方々は、東北一円に中堅的な養護教諭を配置したいというふうな考え方でお願いをしております。効用というものは同じくしない。山形県立養護教諭養成所は隔年募集の二十名の定員でございます。いろいろお話のような事情を伺っておりますけれども、なおよく検討いたしましてしようといふことで現在おるわけでございます。

○千葉千代世君 そこで、やはりせっかく養成に熱心になつていらつして、いま山形で就職したいと、こういうわけですから、その方たちが就職できるうちに、その隘路は、やはり限度政令の問題がございまして、さきおっしゃった大臣の答弁の中で増員計画を述べられたのです。が、やはりあれでもまだ隘路があるわけですね。具体的にいえば、私も文部省と約束した中に、昭和四十二年度までは、まず一番先に二千名を増員し、あと七百五十、次、七百五十、次、七百五十、四十二年度には小学校九百、中学校千二百と、こうなつておる。ところが実際的には、やはりあそこでは非常に早くから配置して、万全を期しておたわけでございますから、配置率を上回つておるのです。それについては、これは全然めんどろ見えていないわけですか、やはり限度政令によつて切つてしまふわけですか。その点、特別な増員計画ですから、それに沿つた特別な何か配慮というものができないわけなんですか。

○政府委員(杉江清君) 後ほど初中局長がこれらと思ひますけれども、いまの法律のたてまえからいへば、いわゆる千人及び千二百人で計算され

た数の範囲内にとどまる、こういうことにならざるを得ないかと考えております。

○千葉千代世君 そうすると、それ以上配置した県については県にまかせつきりですか、それとも、標準定数法なら標準定数法によつて、限度政令なら限度政令によつてびしと整理してしまふ。それ以上は全然めんどろ見ない、これ一本でいくつもりですか。

○政府委員(杉江清君) その辺になりますと、初中局長からお聞きいただいたほうが正確だと思いますので、私はお答えをしないほうがかえつてよろしいかと思ひます。

○千葉千代世君 その点あとで初中局長に……。○政府委員(杉江清君) いま連絡しております。○千葉千代世君 あとでけつこうですが、答弁していただきたいと思ひます。

今度の国立養成所は三年のわけでございますね。これで養護教諭の養成はいいと思ひます。か、年数的に。具体的には養成所ではなくて、大学の正規の教員養成の中に繰り入れたら、こういう私は希望を持っていますし、また全国でも、実際にお仕事をしたいらつしやる方々から聞きますと、そういう声が非常に強いのです。というのは、二年養成、それから看護婦の免状を持った方の一年養成、こういったいろいろやられておるわけなんです。が、このごろは短大を卒業して出てくる方と養成所を出た方と、これはもうたいしたことはないと云へばそれまでですが、私はそうじゃなくて、やはり大学出というもののについて、養成所を出たというのと大学出たというのについて、やはり実際に職場に入つてみますと相当やはりハンデがあるように思ひます。それはいわゆる社会通念がいけないとか、いままでの既成概念がいけないと言へばそれまでですが、実際お仕事をしてみたい場合に、そういうハンデがかなりあるように聞いておりますけれども、そういう点についてはどのようにお考えになりますか。

○政府委員(杉江清君) 将来のあるべき姿としては四年制が望ましいと考えておりますけれども、

御存じのように、現実においては二年の課程または看護婦、保健婦を養成することにあわせて養護教諭の資格を取得させるというやり方が主体をなしておる現状でございます。一方、養護教諭の必要性、需要は非常に大きなものがありま

す。しかも、これを各学校に配置するというようなたてまえをもつて考えていきます際に、その需要は非常に大きなものになるわけでございます。そういうふうなことを考えまして、いま四年制課程を主体に考えますことは実際上必ずしも適切でない。むしろいままでの二年程度の課程を引き上げて三年に充実したコースを設けたらと、こ

ういうことでしばらくは進むことが、諸般の事情を考えると適当だと考えてこのような措置をしたわけでございます。

○千葉千代世君 そのことはよくわかります。というのは、充足計画で早く養護の先生がほしい、いま足りないから埋め合わせるために、そういうことで養成所も踏み切られたわけですから、そのことはよくわかりますけれども、実際やられてみてそういう点が出てきた。これはこれだけを指摘するのじゃなくて、国立工業教員養成所ですか、あそこを出た方々も先生になっていただくと

いうのは、充足計画で早く養護の先生がほしい、いま足りないから埋め合わせるために、そういうことで養成所も踏み切られたわけですから、そのことはよくわかりますけれども、実際やられてみてそういう点が出てきた。これはこれだけを指摘するのじゃなくて、国立工業教員養成所ですか、あそこを出た方々も先生になっていただくと

いうふうにしたいと考えております。ただ、早急にといいわけにはいきかねるという考え方で

おるわけでございます。

○千葉千代世君 それで、これは給与に関連するのですけれども、養護教諭二級はさっきおっしゃったように高校卒二年でもくれるわけですね。短大二年ですね。そうすると、今度のは三年でございませう。そうすると、給与はどうなん

でございませうか。同じ給与でしょうか。それとも何か短大一年分を見ていく給料表に当てはめていくとか、そういう点はございませうでしょうか。

○政府委員(杉江清君) 一年多いものとして、それだけ加算する給与体系に当てはめるわけでございます。

○千葉千代世君 それからこの三年制を出しまして、かりに一年生に入った方が来年いませう。卒業まで三年かかるその間に四年制の大学ができた場合に、かりにです、想定ですから。できた場合に、これは四年制のはうに編入というのですか、転校というのでしょうか、何というのでしょうか、変わることもできるのですか。

○政府委員(杉江清君) さしあたっては、当分の間は四年制課程をつくるのは早いと考えておりますけれども、将来の問題としてそういうことも起こり得るかと思っておりますけれども、そのときはできるだけ学生のために考えた適当な措置を考慮したいと考えております。

と、それはどれに当たるんでしようか。たとえば従来は短大出で経験三年でプラス二十単位だったでしよう。そうすると、この案でいった場合にプラス一年というものを何単位くらいに大体みていくかと、このことを具体的に伺いたいのです。続けて言いますと、免許法を改正して、このコースを明示しなくちゃならないのじゃないかという、こういう点があるんで特に伺います。

○説明員(安養寺重夫君) 初めての例でございませう。この法律が成立された時に既に、お話しのような場合の措置を省令改正によって行ないたいと、こういうふうな予定しております。その際、他の教科の実情を見ますと、大体一年を単位程度に換算するというのがございませう。で、ほぼそれに準じた扱いにしたいかがかというふうな考えで検討をいたしております。

○千葉千代世君 そのことがはっきりすればよろしいのですけれども、ですから具体的には一年多くやったら短大出で経験三年プラス二十単位ですから、経験三年した場合は十単位と、こういうふうになるわけですね。経験三年はやはり要るわけでございます。

○説明員(安養寺重夫君) 大体そういうことになるとかと思っております。検討いたしております。

○千葉千代世君 たとえば千葉大で二年やって養教の二級を出しているわけですね。それから北海道の札幌で、二年の養成でこれは養教の二級と保健の二級を出しているように聞いておりますが、そのとおりでしょうか。

○説明員(安養寺重夫君) 北海道立の養護教諭の養成所は一部、二部ございまして、一部は看護婦の資格者を一年預かって養教の免許状を取得させ教育した上で二級の養護教諭の資格を与えますが、この二部で、お話のように中学校の保健の免許状も出せるようなことになっております。

○千葉千代世君 いまは出ていませうでしようが、出せるようになっていくということだと思いますか、どうでしょうか。

○説明員(安養寺重夫君) 制度として取り得るということになっておりまして、若干名が免許状を取得いたしております。

○千葉千代世君 そうすると、この単位の取り方なんです、養教と保健の免許を取りませうね、二年で取れるわけでしょう、二級がね。そうすると、今度同じ北海道で国立の旭川分校にできま

すね。それになりますという、三年で同じ二級、二級が出るわけでしょう。そうすると、単位の取り方はどういうふうなぐあいになっていくんでしようか。同じ北海道で片一方は二年で二つもら

える。片一方は国立で二つもらえると、同じことで一年のハンデが出てくるわけですが、単位の取り方はどんなふうになって、これはいいということになるのですか。

○説明員(安養寺重夫君) 御承知のように、免許状の取得資格は教育職員免許法の規定がございませうし、いわば最低の基準を設定しておきまして、一人の人が二年の就学期間中に努力をすれば両方取り得るというふうな場合がございませう。いま御指摘の場合は、たまたま免許状を取得します教科の内容が似かよった部分が多うございませうので、養護教諭の資格取得のための勉強をすることが即保健の免許状を取得します場合に相当量そのまま通用するというようなことになりませうので、二年のうちそういうような結果が個人的には発生するということになるわけでございます。

で、われわれのほうで考えたのはそういうようなことでなしに、初めから三年間かかって両方とれるように教育課程を仕組んだほうが、資質の高い養護教諭の先生がでるのではないかと、そういうようなことを考えたわけでございます。

○千葉千代世君 そうすると、俗なことは言えませんが一年損することになりますね、北海道の場合を考えると。片方は三年、片方は二年で同じ免許をもらえると。内容的にはそれはもちろんいいまおっしゃったとおり充実していることは三年のほうが充実していますことは確かですが、年数でいうと一年損をするという結果になりますけれどもね。

当たっては注意すべきことだと考えておりますが、ただ、養護教諭が保健を担当するということは、これは当該学校の教員配置からいって、保健の時間を担当さすということが必要だと思ふときにやるわけでございますけれども、しかし、保健の教科を担当するのは、御承知のとおり、保健体育の先生も保健の免許状を大部分持っておられるし、それから家庭科の先生が担当する場合もあるし、いろいろなほかの先生も保健の時間を担当するわけでございます。そういうことを考えますと、この養護教諭の先生だけに負担過重になるような時間配当をするというようなことは、私は一

うな時間配当をするというようなことは、私は一般的には考えられないことだと思います。その間には当然学校として教官の負担全体の公平ということを考えて時間割りの配当をすると思います。だから、養護教諭だけに負担が過重になるということとは一般的には私は考えられない。ただ、そういうこともあり得ることありますから、今後いろいろな機会に注意を喚起する必要はあろうと思いますけれども、以上のようなことであります。

○千葉千代世君　養護教諭の任務ですが、本来の使命のほかに、たいへん労働過重になっているということは、この間質問を省略したのですが、学

校保健会の事務をやりましたり、それから種痘で
すか、そういう手伝いをやったり、予防注射を
やったり、ほんとうは予防衛生の立場で学校全体
の中の学校保健の発展という面が、相当そこなわ
れているのではないかとということを私考えます。
そこへ持ってきて、今度、保健の免状ですか、免
状をやることは私はいいと思います。ただ持って
いて、その使い方に相当問題が出てくるのではな
いかと思います。というのは、これは御承知のよ

うに、新しい制度の養護教諭でありますから、当初は特殊技術を持ったという、こういうふうな待遇で、文部省でも技官という名前が、昭和二十年ごろと思いましたが、地方の教官、一般の先生が地方教官になる。そうすると、今度は国立学校の場合は文部技官、地方へ行くと地方技官と、こういう技官という名前を使って、特別な職務の性質

と余るわけですか。そうすると、これが国で今度はめんどろみないとなつてきますと、全部県で負担することになると、これは相当問題が起きて、年齢を早くやめさせるとか、そういうことが出てくるわけなんです。その点について養護教諭の配置について、特に考慮をされて計画を出しているわけなんです。それ以上置いたものについては拘束しないということは、五カ年計画をやるときに私発言して約束されているわけなんです。その点いかがでしょう。全部標準法に拘束されてくる、こういうわけですか。

○政府委員(福田繁君) ただいま御質問のありました点、少し理解しにくい点がございますが、御承知のように、標準法によりまして改正の際に養護教諭の増員を計画したわけでございます。五年間に約五千人増員するという計画を始めたわけでございますが、同時に、一定規模以上の学校には

養護教諭をその五千人の配置によって充実するという計画になっているわけでございます。したがって、各県によりまして非常に充実の度合いが格差がございます。非常によく養護教諭をいままで置いたところと、ほとんど置いていない県とがございしますが、山形県などあるいはいま御指摘のように、よく置いた県であろうと思いますが、しかしながら、標準法で計算をいたしました定数以上にわたりました場合には、こえました場合には、当然、県費負担ということにならざるを得ないわけでございます。ただ、その際に、県費負担として県が十分財政措置をして現在いますところの養護教諭の配置に十分支障のないようにするかどうかということは、これは県の責任でございすけれども、おそらくその当時、何かお話があったといえますならば、若干そういうでございした出たほうの県について、実情に即するような指導をせよというような意味ではなかったかと私は記憶するわけでございます。そういう点は三十九年度も四十年度もできる限り私どもはしたつもりでございます。したがって、いま御指摘になりました山形県なども標準法で計算しますと、やや現在

の実員よりも少ない定数になるわけでございます。しかし、四十年度のこの県の子算定数としてでは現在の実員をカバーできる定数になる予定でございます。岩手県なども同様でございますが、現在の実員をカバーできる定数を予算定数として組む予定になっております。したがって、山形も岩手県もどちらも四十年度においては支障なからうと、こういうふうに考えております。

○千葉千代世君 支障なからうではなくて、支障があるので申し上げているわけです。これは県でたくさん養成して配置したから、今度は標準ができて、限度政令でもって筋を引かれてしまう。そうすれば、それは県の責任ばかりではないのですね。局長さん、いま県の責任でとおっしゃったのですが、やはりこれは国の責任じゃないでしょうか。限度政令でいきなり引いていったということは、どうでしょうか。

○政府委員(福田繁君) これは定数法の改正によりまして、一般の教員も養護教員もできる限り充実した配置をするという改善をしたわけでございます。それによつて、全体としては七万六千人整理が起きるところを、改正によつてこれが排除できたわけでございますが、したがいまして、国庫負担の限度としては、標準法で算定されました定数までしか国庫負担をしない、こういうたてまえになつております。しかしながら、教育のことでありますから、それぞれ各地域、地域で自発的に非常に熱心にこの標準法の定数以上に定数を置いていきたいとかいうような場合には、その上回つた定数については、これは県費でもって負担をするというたてまえになつてゐるわけでございします。したがつて、国の責任とか何とかいうことではなくして、私はこれは地方と国が協力して教育を振興していくという現在の態勢から考えまして、ある程度、やはり都道府県自体がこれに対して十分な責任をもつて措置をするということも非常に大事な点であらうと思ひます。そういう点から申しまして、具体的な問題になりますけれども、山形県あるいは岩手県のごときは、ごくわず

かでありますけれども、現在の実質をそのまま置けるように、予算定数としてはその限度に組んでいくわけでございます。したがって、整理というような問題は、四十年度に關しましては、岩手県あるいは山形県では起きないというように私は考えております。

○千葉千代世君 予算定員として組んでいるとい
うのは、国が出すお金の中の算定基準の中に組ん
でいるというわけでございますか。

○政府委員(福田繁君) 県の予算定数として組んでおりますのは、国庫負担をされる分と、そうでなく、純県費で負担をするものと合わせた定数が予算定数として組まれているわけでございます。

○千葉千代世君 ところが、県が実際に財政に

困ってきますというといかに善意があつて、養成計画においても全国に先がけて熱心にやつた、配置もしたけれども、いまおっしゃられたように、

今度は整理されるときになると、まっ先に上ってくるという、割合に何もしいないといつては恐縮ですが、消極的であつたところについては、今後やらなければならぬという面が出てくるわけですが、そこで、アンバランスの問題で私申し上げたのですけれども、そこがやはりこれは県自体の責任もありますけれども、やはり国の行政指導の責任ということもあります。私は本来からいって、地方の教育委員会の問題に対して、文部省があれこれ干渉するということは好まませんし、また、すべきでもないわけなんですけれども、实际的に行政指導の面で全国的にアンバランスがあつて、保健教育にはこれだけ問題があるのだとなれば、いまいった点でやはり特別の配慮がなさるべきで、特に事務職員と養護教諭の問題についての五カ年計画、それはいままでは一般の教員のワクをお互いに食い合つたりするので困るので、画然としてもらったという歴史を考えてみまして、やはりそういう一生懸命やつた県については、実際に必要なわけですから、そういう点については何か御配慮をいただいて、一人でもそういう犠牲にならないという保障がございますか。

○政府委員(福田繁君) 特にこの養護教員につきましては、参議院の当委員会におきましては非常に御関心を持っておいでになりますので、私どもも前々から県の教育委員会等に対しまして十分話し合いをしながら指導を続けているわけでございます。その結果、いま申しましたように、標準法のワク内を越えるものが若干ありますけれども、それについてはできる限り現員が整理されないようにとという配慮のもとに、予算定数としては、岩手県、山形県などはそういう措置を四十年程度講じたわけでございます。できる限り私どもは各県の自主的な判断によりまして、そういうことをやっていただくことが望ましいわけであります。その点は従来から参議院の御意向も十分都道府県にお伝えをして善処をいたしている次第でございます。

○千葉千代世君 限度政令そのものについて、これは当然かえていかなければならぬということ、は、私個人の考えとして考えております。けれども、来年の場合、ことしはかりに局長のおっしゃったように万全の処置をとられると私解釈して、そうすると、来年またこの問題が出てくるわけです、養成所から人が出てくるのですから。ですから、その処置もひとつあわせて考えていただきたいと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(福田繁君)　ここ二、三年の間は毎年少しづつ、県によりましては標準法の定数をオーバーする県があろうかと思えます。しかしながら、それもそれほど大きな数ではございませんし、実際上の問題としては、各県でも、いま申しました山形、岩手の例のように、具体的な予算措置を講ずる県もあらうと思えますけれども、そうでなくても具体的に、現在いる養護教員自体のいわゆる首切りの問題ということには私は直接つながらないと思います。なぜかと申しますと、自然退職される方も毎年若干ございますし、それからまた養護教員として働いておりましても、他の資格を持っておる養護教員もかなりおりますから、し

たがって、定数はオーバーいたしましても、そういう具体的な人事に当たりましては、できる限り適当なポストに配置するというようなことも各県では考えられるわけですが、したがって、その大きな数でない限りは、私は心配は要らないように考えております。少なくとも五カ年計画が完成した暁におきましては、今後は次の計画を立てなければならぬ時期に際するわけでございまして、そういう点も私も十分考えて今後計画を進めていきたいと思っております。

○千葉千代世君 それに関連しますが、各県で限度政令のために非常に困っておるわけです。実害をなくしていくための苦慮をしてどういう結果が出てくるか、いろいろありますが、一つの例で、これは東京の例で申し上げますと、文部省では養護教員の増員の問題、事務職員の増員の問題については、五カ年計画の約束もしたし、東京都でもそれを受けて、ふやしていきたいという予算折衝をされたわけです。中学に養護教員を百名ふやすということ、百名一ぺんにふやすということはいへんな英断なんです。これははいあんなばいどたいへん喜んでおった。ところが、一般の教諭が余ってきまして、それを今度は養護担当教員——養護と名目を使っておりますが、養護担当教員という名目で一般の先生がそれになるわけですから、まだ余るからという、就職担当教諭というのです。それが行ってしまう。そうすると、養護教員の定数は百名ふやしたけれども、養護担当教員という名前でもふやしたけれども、養護教員の皮はかぶつていくけれども中身は全然違わけて。そういうことも出てきたわけで、これにはいろいろ東京都の事情とか、交渉の過程とかありますから、一がいにもここでそのことを述べるあれもございませぬけれども、とにかく首を切りたい、切らせたくない、そういう中で苦慮した中のしわ寄せが、やっぱり養護教員にきておるといふ実例があるわけです。そういう観点から考えますと、やはり養護教員の使命というものを、養護教員の職責というものを、こういうものが相当

ばやかされてしまうのじゃないかと、このように考えておりますので、養成計画については、今後増設していくという大臣の御答弁もございましたので、その点に向かっていただきたいと思います。内容的な改善についてはさき申し上げたのです。

大臣は最後に百三条削除に対しては、一校一名必置、どんな学校でも一名必置して、そうして多いところ、生徒数に応じて人数をふやしていく、具体的に、たとえば五百名以下全部一名必置して、五百名以上については二名とか、六百名以上については二名とか、何か人数を切つてふやしていきますと、二千名の学校でもそうだし、それから五百名の場合も一人だ、こういうことになつていくと、いろいろ問題があつて、私はきょう質問したいと思つた学校医の問題、安全会の問題、これに非常に関連を持ってくるわけですが、そういう観点から、百三条削除ということについて大臣のひとつ決意を伺つて私終りたいと思つたのです。

○国務大臣(愛知揆一君) だんだんいろいろな示唆の多いお話を承つて、私もいろいろ勉強になつたわけでありまして、学校教育法の百三条、この削除、撤廃ということは、実質的には必置ということの意味するわけでございまして、これは事情の許す限り、御趣旨に沿うようにすべきが私どもの役割りである、かように考えておりますので、いろいろ具体的な措置を進めてまいりまして、なるべく早くその目標が完成できるようにしたい、私どもの気持ちとしてはさように考えております。

○千葉千代世君 質問を終わります。

○委員長(山下春江君) 他に御発言がなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

○委員長(山下春江君) この際、国立学校設置法等の一部を改正する法律案を再び議題といたします。

先ほど提案理由の説明を聴取いたしましたので、これより質疑に移ります。質疑のある方は順

次御発言を願います。

○国務大臣(愛知揆一君) 率直に申しまして、なかなかその点はむずかしい問題であると思つたので、教員の養成課程というものを目的をはっきりし、また、充実するようにしていくことが望ましいのではなからうかと、かように考えておりますが、なおまた経済的のいろいろな問題などにつきましても、たとえば育英奨学金の返済の免除でありますとか、あるいは授業料の関係でありますとか、そういう面についても、あわせていろいろの措置が必要じゃなからうか、かように考えておるわけでありまして。

○小林武君 質問のしかたが悪かったのか、どうも私の聞いておることの答えにはならないと思つたのですが、私はこのことはたびたびどこかでも話したことがあるのです。だいたいその当時からみれば年数がたつておりますけれども、教員の国際的な会議がありましたときに、教員の間で、どうも教員というのはいくつかの人間のやる仕事ではないというところを、多分に自嘲の意味を含めたような、こういう発言がある。しかし、そういうものについて、よその国では、どこの国でもこのごろ

は優秀な人材を集めるということに力を注いでいるというところがある学者から聞いたわけですが。私もその当時、そういうようなことを聞いて非常にショックを受けたのですが、実際をみれば一体どうなのか、大学の卒業生の中でも最も優秀な者が一体教員になつてくれるかどうか。あるいは教員養成を主たる目的にしたところの学部とか大学において、いわゆる学生の中の優秀な者がほとんどそこを希望してくるかどうかというようなことを考えますと、必ずしも日本の場合は樂觀し得るような状況にはないように私は考えるので、そういう点について大臣はどういうふうにお考えになつておられるかというのを聞きたい。

○国務大臣(愛知揆一君) これは実に大切な問題でもあり、また、それだけに多くの角度から検討しなければならぬ問題であると思つたけれども、日本の最近の場合においては、異常など言いますか、世界にも類例のないような、いわゆる高度経済成長が進んだというふうなことから、たとえば人手不足ということが特に顕著に現れてきたというふうなところで、一般の経済界その他で相当の待遇で若い人たちが、特に大学の卒業生などについてはいくつかの目先には好ましい条件が出てきているというふうなことで、私は本質的には悲観をしないのでございまして、やはり教育というものの非常に大切な仕事に対して、優秀な資質のある若い人たちが、必ず相当の数の人たちは教職というよりなりっぱなしに一生をかけていきたいという人たちがたくさんあることを私は信じていたわけでありまして、そういう人たちの向学心を、初めから教職員になるというところで教職課程というところに十分な勉強ができるような環境をつくつてあげることが私は必要ではなからうか、こういうふうに考えているわけでありまして。根本的にどうしたらいいかというふうなことに、根本的に、まだまだ将来長い問題であらうかと思つては、恒久的な対策というところもいろいろの角度から考えていかなければならぬと思つたわけです、さしあたり、できることから着実に実行して

いきたいものである。非常に抽象的になりましたけれども、気持ちとしてはそういう気持ちを持っているわけであります。一つは社会環境の問題もあろうと思いますが、これは漸次落ちつきを取り戻してくる、そうして優秀な資質のある若い人たちが、

をかねていくように、いろいろの面で助成をしていきたいものである、かように考えております。

○小林武君　大臣の考え方の中には、まあだんだん環境をつくってやれば、ある程度さういうよい教師が集まるのではないかというような希望的な意見を述べられておるようであります、やっぱりいまの日本の教育の実情を考え、また、この科学技術の進歩その他学術の進歩というようなことを考えますという、大方の人が考えていることは、日本の教育の場合に、教師の養成ということについては相当深い考慮を払わなければならぬ。特に後期中等教育のものについては、特段というわけでもありませんけれども、そのことだけをやればけっこうだということではないが、これについては相當の対策を講じなければならぬというふうな人たちもいるわけです。私は、日本はさういう現状をはっきり見きわめたほうがよろしい。大体、希望的な観測でやるというようなことはどうかと思はるのですが、できるだけ教師になる人たちに優秀な人たちを集めるということは大事でありますし、いい環境の中で教育をするということもきわめて大事なことでと思います、さう考えますと、私たちどもも今度のこの法律案に出しておりますところの宮城県の教育大学を設立した、東北大学から分離した、このことが一体よい環境のもとでよい教師をつくるというようなことの趣旨と合致しているのかどうか、私はきわめて疑問を持たざるを得ないのであります。東北大学で教員を養成するという問題について、新たに教育大学をつくってもらいたいというような要請の中にも、何か環境の面についてはいまの現状のほうがいいというようなことを書いておる。環境が

いいの。どうして一体その環境のいい東北大学の教員養成を、わざわざ宮城大学というものをつくってやらなければならないのかということも非常に疑問を感じるわけですが、この点についてひとつ御意見を承りたいと思います。

○國務大臣(愛知揆一君) これは御承知のとおり、学制改革が行なわれたときにさかのぼるわけであり、すけれども、旧帝國大学が新制大学になつたときに、東京はじめ各旧帝大の場合においては学芸大学というものが原則的に設置されて、そうしてこれが相當の成績をあげている。ただ一つだけの例外として、東北大学の場合は教員養成の課税と教育科学の勉強を専門とする学科と一緒になつた。それから相當長い経過をたどつてきましたけれども、いろいろな面から、やはりこれは少なくとも他の場合と同じように、ほかの場合よりは学芸大学という名前が使われますが、そうやつたほうが教員養成の課税の充実ということか、あるいは望ましい。これはまた宮城県内の教職員養成の充足の問題というような当面の問題ももちろんありますがよろしいと、これが多年にわたる要望でもありますが、それに對しましては從來から文部省希望もそういう考え方にだんだんなつてまいりました、昨年度においても教育大学といふ、学芸大学の設置のための調査を始めようといふことで調査費もできておつたわけですが、そうして調査をし、かたがた地元のいろいろな意見があるいは東北大学の意見というものの取りまとめをまつて、この際新しく設置することが望ましいといふことに踏み切つたわけであります。

それからその次にお尋ねがあった環境の問題でありますけれども、環境と私申しましたのは、いろいろの意味があるわけでありますけれども、自らの条件というようなことから申ししても、然るな条件というようなことから申ししても、実は東北大学全体のキャンパスの拡充、移転の問題が進んでおりますこと、これも御承知のとおりでございます。それと関連して考えますと、教育

大学として適切な土地も確保の見込みがついたというように、いろいろな意味で環境ということとは考えられますけれども、自然的な意味の環境をも含めて私はいいものができるという確信を持つておるわけであります。

○小林武君 大体いまの文部大臣の御答弁は、学芸大学設置促進に関する要望というもののの中にあらわれている考え方だと思えますけれども、総合大学の教育学部で教員養成をするということは適当でないという考え方、そういう考え方をお持ちですか。それがあなたのおっしゃる、文部省はだんだん教員養成の目的大学の方向をたどるようになってきたということになるわけですが、この点はどうなんでしょうか。

○國務大臣(愛知揆一君) その要請書にどう書いてありますか、それと必ずしも一致するかどうか私わかりませんが、私の考え方はいま申しましたような考え方であつて、従来、他に数個の例があるわけでありまして、せめて他の土地と同様なふうになつたほうがよろしいということをおぼえては間違ひなく言えるのではないかと思うのであります。ですから、そのことは総合大学として、こゝに教育学部の中に、まあいわば教育学の研究と申しますか、そういうところは面が違ふのではないだらうか。それから事実東北大学という名前のもとに志願してくる入学の希望者等からいたしましても、必ずしも教員養成の課程ということとを希望してくる人ではないというような、實際的なこともあらうかと思ひます。これもやはり先ほどから申し上げておりますように、教員養成課程ということとを十分にわきまえて、認識され、そこに意欲を持って入つてこられるような人たちに教員養成の課程を充実に勉強してもらひたい。こう考へたわけでありまして、

○小林武君　そうするとあれですか、教育科学という学問研究と、実務者である教員養成との両立は困難である。こう断定するわけですか。

○国務大臣（愛知揆一君） 断定すると言われて、
そうでございますとも申し上げるほどこれは簡単

な問題ではないと思います。しかし、教員養成のコースといいますか、そういうことが明確であるほうがベターである、そしてまた実際の運営上と申しますか、いままでの実績からみまして、そうしてきたほうが相当の実績を上げているし、また、多くの人たちがそれを希望している。こういう環境にあるということは、私は間違いない言えるのではないかと思います。

○小林金君 どうも大臣のおっしゃることは抽象的であらうのですがね。あなたのおっしゃることはこうだと思ふのです。簡単に言つたら、学芸大学を出た者はたいへんけつこうだけれども、これは地元の要望にも沿う、こういう話だと思ふ。実務者として学校でやればたいへん間に合うという、こういう考え方だと思ふのです。そういう実例があるということをおっしゃるところをみると、それは何々学芸大学というところで養成された者が、いま言ったように役立つ教員だといふくらいなのです。どういふ点が一番宮城県東北大学において養成された教師がぐあいが悪くて、どういふ点が学芸大学で養成された者が便利なのか。これは単なる地元の二、三の人間が言つたとか何とかという問題ではなくて、文部省でその方向をたどるといふからには、はっきりしたやはり根拠がなければならぬ。その根拠を私は承りたいたいわけです。具体的にひとつ言ってもらいたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 役立つとか役立たないとか、そういうことよりも、教育学部の従来の卒業生においてもこれはひとつ具体的な実情をお聞き取り願ひたいと思ひますけれども、教職員にならずとも、宮城県内で東北大学の教育学部の卒業者としても、少ない、これは他地方に比ばまして数字の上からはつきりしているわけでございます。で、教職員の充実ということとは、先ほど来も、きょうも話が出ておりますけれども、これは量質、両方ともによくしたいというのが私どもの念願でなければならぬ

だ、東北大学のようなところでこれをそのままに

しておいても、先ほども申し上げましたように、いろいろな観点からなかなか育たない。で、いろいろな弊害が現実にあられておる、それを中において矯正することは実際問題として至難なことだ、こういう判断に立つて今回の措置をしたわけでございます。

○小林武君 どうもあなたのおっしゃることも、本質的理由はないといったら、理由がないということと同じですよ。本質的理由がなくてないまじないのだと、こういういいかげんな話だと私は言いたくなるのです。なまじない、あんまり俗っぽ過ぎる。そうでしょう。本質的にぐあいの悪いものがあれば、これはほくはやっぱり十分究明して改めるものは改めなきゃならぬと思う。本質的にはないんだけれども、なまじないんだと、こういう言い方をするとあなたも答弁に非常に苦労しているが、納得させることができない。結局まあ文部省や何かと、私どもがこういうことの議論をするというのは、何もいやがらせを言ったり、お互いがあつてとつたりすることではない。結局、日本のいまの教員というもののにりっぱな人材を持つてこようとする、そして教員になろうとする人たちが、そういう人たちにうんといい教育を与えてやろうという、そういうことを念願している。それがまた日本の将来にも大きな影響を与えるし、青少年のためにもけつこうだということから議論するわけですが、そうすると、あまり、まあ率直に言って筋の通らぬような話はないほうがよくしんですよ、ここでは。だから私は申し上げる、くどいようだけれども、本質的な理由がないとあなたおっしゃるんだけれども、これは正直だ。そうおっしゃらなければならぬだろうと思う。そこで、何とかそういうふうな理屈をつけなければならぬものだから、今度はなまじない、こう言うでしょう。旧帝大にはなまじないとは何と情けない言い方だと私は思う。教員を養成するのは旧帝大のような学識の高い、その総長さんにはかの総長より月給をよけいもらっておる特別待遇の人の、いわゆる総合大学だから、教員ふぜ

いとは言わなかったけれども、教員ふぜいを養成するのにはなまじない、こういうふうな悪くもられてもしかたがないのではないかと、こう思うんです。私はそう言いたくなるんですよ。私は逆のことを考えている、ほんとうのことを言うと。私は東北大学というもので教員養成することを非常にいいと思った。なぜならば、あそこは東北大学の教育学部だということ、ひとり宮城県の人だけでなくて、北海道の人間も山形の人間も、あるいは遠く関東の方面からも、あの学部にはやっぱり入りたいたいって入るものが出てきている。私はそれだけまあ、いわゆる広く人材を集めるといふことで役割りを果たしていると思う。そして、そこを卒業すると、これは宮城県にも若干欠陥があるといふことはわかりますけれども、宮城県ばかりでなくて、やっぱり東北大学の教育学部を出た人をほしという声は非常にこれは強いんですよ。需要者が多い。だから宮城県にとどまらないといふ現状も若干出てきた。傾向としてそういうこともほくは数字の上から認めます、ある程度は。そういうふうな、ほしという人があらわれたいというのはいくつか。校長さんにしてみれば、同じ教員養成の学校を出たものを雇うならば東北大学を出たものをほし、こういうことは、そこで養成されたものが最も適当な、いい教員だからほしがらうでしょう。だから各県にほしといふものがあらわれた。なまじないじゃなくてなまじない。どうしてそういう変な理屈をつけるのか私にはわからないですがね。たとえば、あなたは他の学部について各教科の勉強をやるのが適当でないと言ふ。これは私はおかしいと思うんですよ。そういうものの言い方をしたら、たとえば理科の教師、理工系の教師といううなもの、一体どういう人をほしがっているか。たとえばここの教育大学で養成したものに理科系、そういうものの系統のところにはどういう学校から申し込みがあるかと言ったら、これは教員養成のほうじゃありません。これは一流学校、名門といわれる学校から殺到しているが、だれもな

りたがらない。何でもあそこ教授に聞いたら、一人もいないと言った。これはこの間聞いたばかりのほくはやだから、大体私は最近そうだと思う。だれもいらないという、ところがほしがらう人間はもうたくさんいる。北海道の端のほうからきても、ちょっとそれは手に入らない。しかるべき学校からきて、どうだほくのところにないかというのには相当ある。引く手あまただけれどもだれもならぬと、こう言っておった。もし適当でないならば、大体教員養成を目的としないところに行うして頼みにくる。私はそういうあれは一体どこから出てくるのかわからぬ、あなたのような議論というの。みんなむしろりっぱな施設を持った旧帝大のような学識というよりも、旧帝大といふものの持つていける、総合大学としての完備した、いわゆる研究の上においても、教育の面でも、いい条件のあるところを養成された者がほしなんだと、こういうことですよ。私は東京の学芸大学をつくるよりも、もっと東京の学芸大学でなくて、あるいは教育大学とか、あるいは東大とかの中に、自由にいろいろこれを利用してどこかの教育学部があったら、そこで教員養成を主目的にやったら一そうよかったのではないかと思うくらい、ある意味では日本の教員養成の形では、東北大学というの一番恵まれた条件の中にある。これをどの場合にも残しておかなければならぬと私は思っておった。ところが、旧帝大ではなまじない、ほかの複合の大学ぐらいたらばけつこうですと、こういうことの理屈が成り立ちます。どうですか。大学学術局長に風当たりむやみに強くするわけじゃないけれども、あなたこれを一体どうですか、冷静にしかも考えてみてそういうことが成り立ちますか。どうです。どこに不便があるんです。

○政府委員(杉江清君) 私どもは現実的な解決をはかる必要があると、こう考えておるわけなんです。が、そういう観点から、東北大学の中に置いたんでは必ずしも所期された教員養成という観点からの効果を十分に期待できないと、こう考えたわけでございます。

○笹森順造君 小林さん、あなたの質問の間に、私も重大なことだからちょっと関連質問をさせていただきます。

○小林武君 いいですよ、いまだうぞ。

○笹森順造君 そう申し上げてはなはだ失礼ですけれども、私も三十年以上教育に携わっておって、いまの小林委員の発言は私の多年考えていることと非常に合うものがあるようで、これは根本の、将来の日本の教育のために文部省に聞いておきたい。長くは申しませんが、関連質問ですから。それは、昔は教員養成の師範学校あるいは高等師範学校、そういうものがあつた。ところが、それだけでは日本の教育のために人材を供給することができなくて、各大学に、総合大学に、これは国立の大学もあるし、私立の大学もある。これは人文科学でも社会科学でも、あるいはまた自然科学でも、それぞれの学問をやっている者の特に教員たらんとする者のために教職課程を置いて養成をしてやつてきた。私は校長として両方の方面からいろいろな人を入れてみたが、やはり小林委員の指摘されるように、そういうりっぱな総合大学で教職課程をとつてきた人が非常に優秀な感化を与えていた。これは昔の師範教育を私は非難するわけではありせんけれども、そういう広い視野において高い教育をした者の中から得た先生といふものがりっぱな感化を与えていた、こういうことを私は身をもって体験している。ですから、なるべくりっぱな大学の中に、そういう雰囲気の中にあって教職課程をとつて教員たるに足る者が出るものが、私は日本の将来のために自分でも思っている。ところが、いまは少し反対したような、反対というわけではないけれども、具体的な問題をもつて御都合上おやりなさるといふことは、いまの政府のやり方かもしれぬけれども、根本のそういうことを考えてみると、やはりこれは考えるべき問題ではないかと実は思う。そこで、師範教育のようなそういう専門の教育を受けた人、それは実に遅刻もしないし、点数のとりよう

もよいし、まことにりっぱだ。ところが、人間として養っていく上において非常に窮屈なものである。はなはだ失礼ですけれども、師範教育を受けた人はそういうものなんです。ところが、そうでない者からは非常なりっぱなものをつくり上げていた。そういうことを私は体験するがゆえに、あまりいまのようなことがあって、りっぱな大学からみんな分離して、師範教育みたいなものばかりつくるといふことは、これは私としては賛成ができない、実際のところから、ですから、いま特別な事情があつて東北大学がそうするというので、それから、それはこの場合にこうですからといふ率直に言へばいいので、それを全体を動かすようなことを発言は私は納得はできないので、願わくば、こういうふうな大学でこれら温存するよじやないかと、もう少し考えてもらつたほうがいんじやないかといふことで、関連質問ですから、それ以上は申しませんけれども、体験を通して、もう一度深く考へべきじやないかといふことを実は申し上げて、その点の御所見を一応この場所ですらしていただきたいと思ひます。

○政府委員(杉江清君) 教員養成を閉鎖的なものにして、他からの入る道をふさぐといふ考え方は現在考へておりません。ただ、小学校課程においては、これは広い教科にわたつて学習するといふ実際の必要がある。多くの場合、音楽もやり体操もやるということが要求される。そういうふうな教育といふものは、これは一般の大学ではなかなかしにくいことではあります。そこで、ことに小学校課程においては、これは国が責任を持つて、そういう小学校の先生になるにふさわしい教育をする課程を用意するといふことが必要だと、かつては師範学校でやつたわけですが、いま大学という形の中でこれを行なうといふことになつてゐるわけではあります。で、そこにおいてもなお閉鎖主義はとつていない。それから中高においては、これはもちろんそういう特別な課程を履修しなくとも、免許状を取ればこれは教員になれるわけではあります。ただ、小学校、中学校も相当

部分は国が責任を持つて、それに向ひた教育をするといふことがやはり必要だと、こういう意味で現在教員養成の制度が考へられておるわけではあります。東北大学においては、これはなぜ分離するかという問題になれば、先ほど大臣がおっしゃられたように、実際の課程卒業者が教員にならないう率も多いし、他県から志願して他県へ出る者が多いし、県内は東北大学の教員養成課程卒業者の就職する率が非常に低く、したがつて、またいゝゆる助教員の率が非常に多い、こういうふうな實際問題の解決をどうするかという観点から、この分離独立の措置が講ぜられたわけでは、いま、たまたま一般的に総合大学で教育を行なうことがどうかといふふうな御質問があつて、一般論にわたりましたけれども、宮城教育大学の設置については、そういう具体的な困つてゐる事態を解決するといふことをねらつてこのような措置をとつたわけではあります。

○小林武君 どうもあなたの答弁は逃げる答弁だけれども、中学校や今度高等学校がぐあいが悪くなる、小学校がぐあいが悪いといふようなことを言ひますが、それはいかぬですよ。そういう逃げ口上を言つちやいかぬ。小学校だからどうこうといふあれはないでしよう。特にあなたも教育について専門家の一人なんですから考へていらつしやうと思ひますけれども、小学校といふもの、やつぱりだんだん専門的な制度といふものを加味していかないといふと、これはいまのような学問學術の進歩というふうなものが、直接初等教育に入り込んできたというふうな現状からいへば、これはやはりたいへんだと思ふ。その方向にいかないわけにはいかない。これは論争の種にもなるが、幼児教育の問題でもそうです。幼児教育の中で数をとり上げるかどうかという問題、ずいぶん論争があつて、何歳から一人数といふものについてやつたらいいか、従来ならばよいことをやるな、大体もう集まつてきた人間を社会生活になれさせるような、子供としての集団としての団体生活ができるような態度を養へばけつこうだといふ

ような考えであつた幼稚園教育に対して、これは新たな注文が出てきてゐる。そうすると、幼稚園の教師も、単に歌を歌つて踊りを踊つて、そうして子供を楽しませるだけではなかなか容易じやないといふことが問題提起として出ておる。そうなりますと、私は幼児教育から始まつて、小学校の教育の中にも相当われわれが教員をやつた時代とはだいぶ違つたレベルのものを要求される。やらないのは裁縫だけだ。ほくも師範出身であつた役になつたぬほうですけれども、やつたものの中でできなかつたものは裁縫だけだ、ほかのものはみなやつてきた。そういうことで、間に合つた時代もあつたが、しかし、いまやれと言つたつて、はずかしくてできるものではない。音楽をやつたら生徒のほうがつつとつまつたといふのは、片方はたどたどしくピアノにかじりついてやつてゐるのに、生徒のほうが高度のものをやつたといふのは問題にならない。先生は生徒のブレイキ役だ、なんと言つては教育にでない。そうなりまうと、それは質が悪いので、もつと別なやつはいやといふなら、これは話は違ひますけれども、だんだんそういうふうな教育の程度といふものは高まつてきておるということになりますと、あなたは小学校の教育は何でもできなければいかぬといふようなことからおっしゃつたらうと思ふのですけれども、それは大学でやる場合といふようなものの言ひ方はだめだと思ふのです。やはり教師そのものはどの面においてもすぐれたものを持つてゐる。それをどう子供に与えるかといふ問題は技術の問題として出てきますけれども、この技術の問題の克服は案外簡単なんです。私の経験からいへば、それは言えるわけではあります。私の経験からいへば、大臣の答弁ですでに明らかになつたやうにとおっしゃるけれども、大臣の答弁ではちつとも明らかになつていない。明らかになつたのは何かといへば、宮城県にどうも残る者が少ない、そういう数的なことは多少わかつた。しかし、これはあとから議論するとして、その前に、いい教員を養ふのか養わぬのかといふことが問題なんです。

す。いま教員養成の問題で一番問題になるのは質と量との問題だ、これは車の両輪のようなものだ、私は思ふ。しかし、ほんとうは質といふものはもつと重視されてもいふような気がする。その質の高いいい教員を養成するのはどうか、一番いい環境は何なのかといふたら、笹森先生がいま多年の経験から、私と立場は違ひけれども、そういう見解を述べられた。私はやつぱりそういう点について、あなたたちのほうで率直に意見を出すべきだと思ふのです。しやにむに通したいから、いかげんなことを言つて通すと、これがまたもだなんて考へられて、教員養成自体に大問題が起きることを心配してゐる。それを私は心配してゐるのです。それと同時に、どうしてこういう一重重大なことを、文部省としてはつきり中教審の答申なら答申があつて、それに対して討論をし検討をして、教員養成はかくあるべしといふような、少なくとも全体的な結論が出たときにやるというならまだ話がわかるけれども、まだそういうあれもきまつたわけではなないでしよう。それにいきなりこゝろのものにこゝろいう手をつたつといふことになる、将来、日本の教員養成制度といふものはどうなるんだらうといふ心配を抱くのは当然だと思ふ。文教委員会あたりでそういうことの討論をしなうとしたらおかしいといふことになるわけではなう。だから、あなたがいままでおっしゃつたことは、一つ私の質問に答へておらないことになると。所期の問題とか、現実とか何となくいふことを言うけれども、所期とか現実とかいふことは何かさつぱりわからぬ。むしろ非常に幼稚ではあるけれども、学芸大学設置促進に関する要望といふのは、そういうことについては腹の中をみんな見せておる。大体この大学を出た者が教育現場にくると気がまがふといふとか、意欲的でないとか、科目別教育はできても教職に関する教育に欠けてゐるとか、適格な教員を望み得ないとかいふところのない誹謗を下してゐる。これだけ

ばならない。これを全部うのみにして文部大臣がやられたとも私は思わぬけれども、それだけのことをはっきり言われておるからには、あなたたちのほうでは、やはりこれと見解は別であつても、東北大学からどうして一体教員養成を切り離したかというのを明らかにここで答弁しなさいかぬと思ふのです。政務次官、どうです。

○政府委員(押谷三三) 小林委員のおこばにありましたように、教員を確保するためには、その量と質と両面において考慮をせなければならぬというおこばがありました。まことに質と量と両面においての考慮を私たちが現状であります、東北大学といった総合大学の中において教育学部を置き、そこを卒業せられた先生方が非常に優秀であることはもちろんこれは認めてゐるのであります。そういう先生を教育界に求めることもまことに好ましいことであることは、これは全く同感であります。しかし同時に、単科大学として教育学部を出た場合に、旧師範のごとく、そういう大学において学ばれた先生が、これが質が悪いと断ずることもできないのは、これは先生もお認めいただけておるんであります。何びとも教育学部の単科大学を出た教員が質が低下してゐるとか、悪いとかということはない。そこで、どちらがその数において、量において確保することができるとかということも、文部省としては当然考えなければならぬことであります。地元の要望等を考えますと、東北大学の教育学部を出た人たちが宮城県内に居つかないという現実、しかも、そこには先生が非常に足りないという現実、また東北大学の内部におきましても、これを分離することに賛成をしてゐるという、こういう現実を考えまして、この際、教職員を確保するところを考慮に入れまして、そしてここに宮城教育大学をつくることに踏み切つたのであります。こうして宮城教育大学で教職員の養成課程を終えられた人たちが、教職員としてりっぱな素質を身につけ、りっぱな教育家となると私どもは確信をいたしておりますので、その

点においては総合大学の教育学部を出た人と、宮城教育大学をこれから出る人との間において、さういふ大きな差を持つてゐるとは私は考えておりません。

○小林武君 初めのはうはいふよかつたんですが、だんだんおかしくなつてきたんですが、まあ私が言うのは、決して学芸大学を出た者がどうこうという批判をするんじゃないのです。しかし、学芸大学を出た場合よりかも、東北大学において教育を受けた者は非常に恵まれてゐるということなんです。恵まれればよいことになるわけなんです。これはたとへば北海道の大学を見ても、九州の大学を見ても、私は四十六都道府県のはとんどの教員養成に関する学校は見たと言つてもよろしいと思ひます。中にはこれが大学かと思はれるようなところもある、旧師範学校のそのまゝの建物を使つたり、まことに情けないと思ふような大学がたくさんあるわけです。そういうことを考えますと、東北大学なんというのは私は恵まれてゐる、だから、私はこの点ではやはり一番いい教員養成のしかただと思ふ。それをなぜやめるかということとを言つてゐるんです。だから、その点のあなたの変えた理由というものをほつきり示してもらわないと、それと同時に、ちよつとこれはおかしいと思ふのだが、たとえばいま一つだけ例をとつてみると、数の問題だが、宮城教育大学をつくつた場合、宮城教育大学をつくつた場合と、それから東北大学教育学部の一体学生の数はどうなんですか。宮城教育大学のほうが少ないんじゃないですか、どうですか。

○政府委員(杉江清君) いままでは二百九十名の入学定員であつたものを、四十年度において、これは新しい教育大学の定員になるわけでございますが、二百五十五名にいたします。そういういたしますと三十五名の減になります。

○小林武君 三十五名の減。

○政府委員(杉江清君) はい。

○小林武君 減でしょう。おかしい。量の問題だと言つて、量が少なくなつた。それでしょう。

○政府委員(杉江清君) これは御存じのとおり生徒数が減ります。その減つた生徒数によつて必要とされる教官定数は、いわゆる標準法によつて計算できるわけでございます。大学的にはほぼ推測できる。現在入ります生徒は四年後に卒業するのであります。そのときの教員の需要は現在よりも相当減少するわけでございます。それに應じて全国の教員養成課程の定員をある程度減少することとが将来の就職その他のことを考えて必要だ、こういうことで各県とも十分お打ち合わせの上でこれらの措置をとつたわけでございます。

○小林武君 首尾一貫しておらないですね。東北大学に置くという教員になる者が少ない。それから他県にも出ていく、宮城県にとどまる者が少ないからこれじゃ宮城県はたまらない。端的に言うところのこの話です。そうしたら、今度は宮城教育大学をつくつてそういう問題をなくするわけだから、定員を増したというのならば話はわかるけれども、何で定員を減らすんです。定員は減らしておいて、話が合わないじゃないですか、これは。そうするならば、今度は逃げ道として歩どまりが多くなるということを言ひかもしれない。だんだん質を低下したから、よそからは買ひ手がなくなつてくる。そうすれば歩どまりがよくなるからいいだろう。大体とんとんというやうなことを言うのであれば、これは詭弁だ。私はやっぱりあなたたちのおっしゃるところに無理があるのではないかと思ふのです。どうですか。

○政府委員(押谷三三) 政府で言おうとすると、これを小林委員におかれてすべておっしゃいました。が、そのとおりでありまして、東北大学の教育学部の卒業生は宮城県内にとどまらない。

【委員長退席、理事二木謙吾君着席】
また、他の方面に多く流れますから、先生として、教職員として教へんとつてもらう歩どまりがすこぶる悪い。そこで、これを切り離しまして、宮城県の教育大学として教職員専門に、教育学専門にやることによりまして歩どまりがよくないという――歩どまりということばはたいへん失

礼なことではないことばであります。先生がおっしゃつたからそのまま申し上げるのです。が、まあそのとおり、小林委員のおっしゃることによつてただ教員の質が低下するといふ考えは毛頭持っておりません。りっぱな素質を持つてゐる教員が相当数確保できる、かような考え方に立つて今回の御審議を願う設置法である。かように御了解をいただきたいと思ふのであります。

○理事(二木謙吾君) ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○理事(二木謙吾君) 速記をつけて。
○小林武君 押谷政務次官、政務次官はやはりさつきから申し上げてゐるやうに、あなた、やはり質が低下するとかというなら、質が低下する、しないという理由をほつきり言つてもらひたい。ところが理由のないことで、かくかくの理由によつてというものがなく場合、それを立証する何ものもない場合は、これはあれです、結論だけ言つて、これを承知せよと言つてもだめでしょう。私は質は下がらぬと思ふのです。これは東北大学といふことから、いままで東北大学といつたら、これは宮城県ばかりでなしに、これはもう東北の近辺ではやはり東北大学へ入りたい、こういう人はうんと勉強して東北大学へ入りたい、こういう人はそこにはわれわれが最も希望してゐる優秀な青少年を集めるといふ、そういう目的を達成することができるといふ、そういう宮城の教育大学といふだけでは、これはなかなかさうはいかぬと思ふのです。さつき師範学校の話が出ましたけれども、昔の師範学校といふのはわりあいに素質のいいのが集まつたといふわけですから、これはやはりそれにはそれなりの理由があつた。たとえば兵役の問題があつた。六週間現役とか短期現役とか言つても、兵役免除の形であつた。だから貧乏人の子供ばかりでなしに、相当の地主の息子だとか何とかといふものが、兵役の關係で行かなかつたといふこともあつた。師範学校へ入るとい

うこともあった。貧乏なものには給費ということがあった。ほんとうに着るものから、足の先から頭のてっぺんまで、それから食べるものまで、やはり全寮制度でやった。金がかからぬ。こういうところで貧乏人の秀才と言ったら悪いかしらぬけれども、いわゆる上級学校に進学できないようなものの子弟もあった。やはりそこに集まるというような結果も招いて、師範学校の当時にはかなりそういう面では小学校の相当なものでなければ入れないという実情だった。私はやはりその学校は青少年が魅力を感じる、あそこで勉強したい、ああいう先生のいる大学へ行ってみようといううような、そういう条件をつくってやるといふことが大事だと思つて。そういう点では、私はまあ旧帝大ばかりではありまけんけれども、北陸へ行ったら金沢の大学に学芸学部があつて、そこで教員を養成するということもはなはだけつこうだ、あれが分かれたらどうなるだろうということも考へる。だから、私はそういうことからいって教授の面からいっても研究者と違ふのでしよう。大学院を持つてないところの、一時は駅弁大学と言われるような、そういうとにかくあらゆる面で整備されてない学校へ入るよりも、大学院もある、研究費の問題から旅費の問題から全部違つてくるところのそういう条件のそろつたところで勉強するといふことは、なるだけやはり私はとるべきだと思ふ。これをどうしてあなたのほうで賈が下らぬという、単なる口だけの話は私にはうまくなかと思ふ。それから量的の問題でもそうでありませんか。それからここでみてどうして一体東北大学の教養学部の教員養成課程の卒業生の就職が悪いかというようなことも、そんなにもうどえらいあれじゃないでしよう。百六十一人の就職者のうちに百五十八人は就職についている。これは昭和三十一年、三十六年には百八十五人のうちの百七十一人は就職についている。三十七年は二百七名のうち百八十一名のうち百六十名が就職就職者である。こういうところを見ますと、就職に就職

する者が少ないといふことは必ずしも私は言い得ないと思ふ。ただし、これが他県に行つたといつた者が多少多いといふことは、一つは私はよその県から入つた者が多いといふことも一つあるでしよう、そういう者もいるといふことになりましようけれども、この点、宮城県は大いに考えなければいけないと思ふ。地方から来て東京の学校へ入つた者は、学芸大学へ入つた者は東京から出たがるかといふと、出たがらない、それは東北の仙台といふのは、東北の中で、かりに東北と北海道の学生の諸君がどこから入つてきたかといふ場合には、文化の程度からいって宮城県といふのはそんな特に出ないかといふことを考えますと、はなはだ私には思ふ。そういうことを考えますと、一体悪いのは何かといふことになる、それは私は県当局は考えなければならぬところもあるんじゃないか、教員の待遇問題その他で考慮するところがあるんじゃないかと思ふ。しかし、それはいまここで議論することではないから申し上げませんが、数からいって、先ほど数の問題が出ましたから、そういうことになると思ふ。どの面からながめてもその理屈が成り立たないと思ふが、どうですか、局長は一体この数字に異議がありませんか、私が述べた数字に。

○政府委員(杉江清君) これは比較的なものですけれども、いまの述べられた数字でも明らかによろしく、教員以外に就職する者の率はほかの大学の教員養成課程に比べて多いわけでございます。それからまた教員になる者で県内にどまる者の率が他の大学に比べて低い、それからなお一つ、これはあの教員養成課程の中の問題ではあると思ひますけれども、事実、高等学校教員になる者が相当多いといふことがあつて、一そう小学校教員になる者が少なくなつたといふ原因もあらうかと思ひます。いずれにいたしましても教員以外に就職する率も多い、県内にどまる率も少ない、こういう両方の数字が具体的に明らかになつてゐるわけでございます。これは程度の問題はありましても、これはやはり改善されなければいけないといふことだと思ひます。

○小林武君 しかし、数字を見て申すときには数字で言わなければならぬが、比率にして、就職者の中で教員になつた者といふのは、三十五年度の場合は九八・一%、三十六年は九二・四%、三十七年、三十八年といふのは八七%、八八・四%、こういう点をみますと、私は必ずしも悪いとも言われないと思ふ。これはたとへば四十六都道府県といふゆるるそういう学芸学部とか、教育学部とかの就職率はどうなつてゐるか知りまけんけれども、必ずしもこれをもつて分離しなければならぬという理由を導き出すほどの理由には私はならぬのじゃないか、この点はやはり数字の問題ですから、あなたのほうでも御考慮願ひなければならぬ。

それから、どうもあなたのほうの提案理由の説明にうそがあります。提案理由の説明の中に、このたび「東北大学の協力を得て」、「こう書いてあるが、この強い要望にもこたへ」、「と書いてあるが、この強い要望」といふのは、学芸大学設置促進に関する動きも、そうではない、今度は東北大学の教育学部を守るところの運動もある。これは両方ある、東北大学のこの問題で、平和と民主教育を守る連絡会議、こういうものがあつて反対論もやつてゐる。賛否両論だといふことになる。それからもう一つ、そのことはひとつ後ほどでも時間があつたらやることにして、地元の強い要望といふのは、地元が一致してやつたように言つてゐるが、これはあまり強くない。綱引きみたいなもので、片一方が強ければ片一方も強い。どっちが強いかはつきりわからない。プラスマイナス、ゼロ、「東北大学の協力」といふことになる、これは一体どういふことになるか、簡単に言ひ切れないと思ふ。「東北大学の協力」といふたら、その教員が一体どういふ態度をとつてゐるか、あるいはそこに就職してゐるか、この教員並びに職員全体の諸君はどうなのか、学生諸君は一体どういふ態度をとつてゐるかといふことになる、「協力を得て」といふことは断言できません。

○政府委員(杉江清君) 形式的にいひまして、東北大学としての正式な意思決定をされ、分離、独立することに賛成である。こういうような意思表示をされたのであります。なお、この設置については、設置の計画から現在設置準備からいろいろな点について、もう最善の御協力を得ております。

○小林武君 宮城学芸大学設置に反対するわれわれの立場、東北大学教育学部教員養成課程教官一同、東北大学から教員養成課程を分離することに對する反対理由書、東北大学教育学部教授会川内部会。こういうその一番問題の中心であるところのその教育学部内が反対してゐる。あるいは東北大学職員組合連合会、こういう反対の議論といふのがある。しかも敷地その他の問題では農学部がなかなかこれに賛成しないといふのも事実なんです。農学部は、何と言つたつて私のほうではそれは協力でござめんとする敷地問題からんだこともある。どこを押したら一体その「東北大学の協力を得て」といふのか。学長とか、あるいはだれかがやつたとか、あるいは何か手続的に、まあそう言つたら悪いけれども、一致してないところを見ると、適当なやり方で形式的にあらを整理してそういうような結論を出したのか。私はこの問題について非常に疑念を持っております。その点についてどういふことになつておりますか。

○政府委員(杉江清君) 大学の意思は大学が成規の手続を経て決定され、学長から提出される御意見によるべきだと思ひます。そういう意味におきまして、いろいろ内部では問題があり、まあいろいろ御意見もあつたわけでありまけんけれども、それを大学として十分慎重に審議され、そして最終的には評議会の決定という形でその分離独立に賛成されたわけでありまけん。そういう意味におきまして、その大学の正式の御意思に沿つて今回のことをこれは行なうと、こういうことでござい

学の評議会が開かれたわけですね。そこでは法学部、経済学部が反対だ、特に農学部に至っては、いま小林委員が述べられたように、四十八名中三十七名が反対している。で、八つの学部のうちの四つが反対しているわけですね、もう一つは、これは審議過程においてそうした問題があるということをお知らせしたかどうかということ、その点。

○政府委員(杉江清君) いろいろな御意見のあったことは承知いたしております。しかしその点について、まあ繰り返すけれども、ほんとうに大学としては慎重な手続を経て、十分な討議を重ねられて最終的な結論を出されたわけでありまして、やはり私も必要ないという御意見を十分尊重するということが必要だと考えております。

○千葉千代世君 それでは十二月十五日以降どういう会が開かれて、どういう討論がなされて、いつ幾日付でそういう返事が文部省に届いたのですか。

○政府委員(杉江清君) その経緯につきましては大体のことは承知しておりますけれども、いま詳しく申し上げる資料はございません。ただ、最終的な御意見としては、十二月十五日に学長から文部大臣あての文書が出ております。これによりまして分離独立に賛成しておられる御意見は明らかでございます。

○千葉千代世君 そうすると、さっきの答弁と違っていますね。さっきは十二月十五日にこれこれあったの御承知かと言つと、いろいろな意見のあったのは知っておると、その後いろいろ討議を経て、そうしてそういう結果になったと、こういうお話ですね。ところがいま十二月十五日付でこちらに返事がきておられるわけでしょう。その後十分な討議をするひまがいつあったのでしょうか。

○政府委員(杉江清君) その前に十分御審議を重ねられたわけでございます。大体の経過を申し上げれば、三十九年度においてはこれを分離独立することについての調査費が計上されておられ、これを事務的にも何とか処理しなければならぬ課題で

ありましたから、四十年年度予算編成及びその予算折衝の際の用意をいたしまして、宮城学園や東北大学にこの問題についての御意見を承りたいというところを私どものほうからも申し上げ、それから学内でいろいろ研究を重ねられてこられたわけでありまして、そういうふうな、私どもから申し上げたのは八月だったと思います。以来いろいろな形で審議を重ねられてきておられます。で、正式な機関としては、いわゆる教育学部でこの審議を重ねられたのであります。教育学部の中実には二つに分かれておりまして、教員養成課程と、それからいわゆる教育学科という、まあ教育学科を研究することを主たる目的とする、教員養成を直接の目的としないものと二つでいろいろ審議されたのであります。その結果、いわゆる教育学部としては、この両方の意見があつてまともなないと、こういうことでその旨を文書にして学長に提出されたわけですね。で、学長としては、そういうふうな教育学部の状況をどう判断すべきか、これをまず内部で十分検討されたのであります。そうして、これは評議会において決定すべきだという結論が出され、これを評議会にはかつて、そこでまた慎重に審議された結果、最終的な意見を出されたわけでありまして。

○千葉千代世君 前の経過はとにかくとして、十二月の十五日に開かれた東北大学の評議会、ここでは、いま申し上げたように、四対四に分かれていたわけですね。いま局長がおっしゃった中には、教育学部で討議を重ねて、なかなかびたり一致しない、そういう意見が出されて、そうして今度は、最終的には評議会できめると、こうおっしゃったわけですね。すると、評議会は二つに分かれていたわけですね。二つに分かれた。二つに分かれたまま、学長さんが、それじゃ協力しますというふうに持って行ったとすると、非常に非民主的なやり方ですね。十分納得していないでしよう。という機関で納得されて、学長がその答申をするということについて、みんないいという話し合いになったのかどうか、その辺ちょっとお聞きします。

○政府委員(杉江清君) 最終的な評議会の決定の表決の状態がどうであったかは、私は承知いたしておりますけれども、とにかく評議会が最終的に結論を出された。その間に、何ら手続の違法、そこ、欠陥等はなかったと私も聞いております。で、その経過に、先ほど申し上げましたように、最初は教育学部の教員養成課程、いわゆる分校と称しているものと、それから教育学科と両方で審議され、そこでその意見がまとまらなかった。で、そこでそれを受けて、一体どうするかということ、内部でまた別の組織を設けられて、ずいぶん回を重ねておられます。このことは、ちょっとここにも資料がありますけれども、しばしば会を持っておられます。その間に各部長会議もやられておりますし、いろいろな会合を持って慎重に審議され、そうして、最終的に評議会にこれを付議されて、そうして十二月十五日に決定されたのであります。その間には、私は繰り返しますけれども、慎重な審議がなされてきたということは事実だと思つております。

○千葉千代世君 別の組織とは、どういうことなんでしょうか。

○政府委員(杉江清君) 学内に制度審議会という組織をつくられて、そこで慎重に審議されたわけでありまして。

○千葉千代世君 そうすると、教育学部自体で相談して、意見がまとまらないと、そのまゝ調整役というのは別の会がやると、こういうことですか。ずいぶんおかしいシステムなんですか。でも、私は大学の内部の運営についてよく存じませんが、聞かれますけれども、ちょっと奇妙に感じられるのですが、その点どうでしょうか。

○政府委員(杉江清君) 大学の意思決定の問題になるわけでございますけれども、教育学部で両方の意見があつてまともななかった。それを最終的に、大学としてどういうふうに考え、どういう意思決定をするかということ、上位の機関においてこれを取り扱う以外にないわけでございます。

で、それは大学の最終的な意思決定の機関として評議会があるわけでございます。

○千葉千代世君 それはわかるのですが、評議会から最初、十二月十五日にきまつていないわけですね、四対四で。その前提となるものが、教育学部できまらなかったでしよう。そうすると、いま別の機関で、あなたは相談してと言つてしまふ。そうすると、その意見がまとまらないときには、何か都合のいい会が開かれるような機構になっているのですか、大学では。

○政府委員(杉江清君) 経緯について課長から少し詳しく御説明申し上げます。

○説明員(安養寺重夫君) 当初、文部大臣から御説明いたしましたように、本年度の予算で宮城学芸大学設置の準備をしようという手はずが整いついて、八月の中旬に、大学学術局長が現地に参りまして、地元並びに大学当局にもいろいろお考え願うということを申し上げたわけでありまして。

〔理事二木謙吉君退席、委員長着席〕
で、東北大学ではそのことを受けてまして、これは、学内のいろいろな基本的な制度の運営につきましては、在来から制度審議会というものがございまして、その構成員は、学長、各学部長、教育部長、付置研の所長、そういう人たちが構成する会議でございますが、制度審議会でも議論すべきであるが、これは学部自体の固有の問題でもあるから、まず、教育学部でひとつ案をつくつてもらつてはどうかというようにすることに相なりまして、教育学部の評議会がこのことをまず審議することになったわけでありまして。教育学部は、中身が多少複雑になつておりまして、現在、教育学、心理学を檢討する講座制の部分がございまして、これが一つの部会をつくつております。そのほかに、教員養成を担当する分野は教育学部分校という別個の形になつておりまして、その分校の組織、これを川内部会と申しておられるわけでございますが、それぞれ部会で案を練りまして、教育学部としては、両部会の意見をまとめるというところで意見がまとまりませんで、十二月の初めに、教育学部として

くということはできない事情もあらうと考えます。しかしながら、大学の制度審議会におきまして慎重審議の結果、分離されることはよろしい、これを廃止することはよろしいと回答が出た以上は、一応これに基づいて、文部省でも宮城教育大学を設置することに踏み切ることも、私は今日の義務教育の教職員を確保したい、ぜひせなければならぬ必要に迫っている今日におきましては、これは御了承いただけるのではないかと考えるのであります。また、基本的な考え方としては、宮城教育大学を分離して単科大学でつくったから、そこから出ていく教職員になる人は、それはお粗末であるという考え方にしましては、これは賛成がでないものでありまして、現に東京におきまして、大阪におきまして、その他の土地においても、分離して単科大学の教育大学ができておりますが、そのいずれの学芸大学においても優秀な教職員が出ておられるのは現実でありますから、先ほど小林委員のおことばの中に、優秀であるかお粗末であるか、これはこちらのほうでむずかしいことばで言えば、立証せなければならぬようなお話がありました、もし実績からいいますならば、東京、大阪その他の土地におきまして教育の単科大学——学大というものがあつて、りっぱな先生を養成いたしております。この事実、こういうことを考えますと、宮城教育大学において、これからこの大学から出ていく先生方は素質の高いりっぱな教養を備えた義務教育の教職員として最適任である先生方が得られると私も確信をいたしておる次第であります。

○小林武君 そういふものの言い方をされると非常に心外なんです。あなたはいままでいろいろの討論されたことをお聞きになつていろいろのことばで一体教育するのが一番いいのかということ、いままでの討論の中で知り尽くされていくのか、粗末でないのかということを議論しているのではない。よりよいものというのを考えた場合に、いまの教員養成制度の中でどういふ点を

重視しなければならぬかという点では、東北大学の教育学部というものを重視しなければならぬということを言っている。しかし、あなたはいろいろなことをおっしゃるけれども、いまの教員養成制度に一つもあなたは問題を感ぜていない、こうおっしゃるのです。そうおっしゃるならば、何で教員養成制度に關してあなたの方で答申を求めたのですか、中教審に對して。そういふおざなりな話は私は聞きたくない。そうでなしに、もう少しやはりお互いによくするという立場から議論しなければいけない。文部省に對してもあなたに對しても非常にきびしいことを言うのは、日本の教師を、教育をよくする立場からお互いに議論しているんだから、そういうふうな受け取ってもらいたい。私はあなたから、たいへん悪うございましたという答弁を要求したって得られないことは承知いたしておりますけれども、やはり虚心になつて、あなたのほうの方でもそういう御意見の方がある。りっぱな教師というものはこうであつたという過去の実績のことについてお話しなさっている方もある。十分その問題について御討論いたして、まだこれからでもおそくないからやめてほしいという希望を私は持っている。

それからそれに関連して、私は教員の問題としてお尋ねしますが、この工業教員養成所ですね。これは今度大学にいく道を開いたわけですね。だいたいこれを要求したのですけれども、あの当時あなたたちは要らない要らないと盛んにがんだつたけれども、やはり大学の道を開かなければ学生の諸君の満足を買うわけにいかないでしょう。一体どうなつていますか、入学志望者の状況は三十六年以來どういふ状況になつておりますか。入学志望者が一体どれくらいあるのか、どれだけのものがその中に入つて、それから卒業しているはずですね。いつ卒業したのですか、第一回目のやつはいつですか、昨年ですか。昨年並びに今度卒業を予定されるものが一体教職に何ぼつづくの。

○政府委員(杉江清君) いまこれに関する資料を持ち合わせておりませんからすぐ取り寄せます。

○小林武君 それではひとつ、くるまで別なことを聞いておきましょう。歯学部ですね。歯学部というものが今度二学部できたわけですね。

○政府委員(杉江清君) 三つでございます。

○小林武君 三つの学部ができたわけですが、一体、歯学部というのがある大学ですね、これはどれだけの大学ですか。あるいは私立でもかまわないですけれども、歯科大学というようものを置いてある場所ですね。

○説明員(村山松雄君) 現在、歯学部は国立で二つございます。東京医科歯科大学、と大阪大学でございます。それから公立で一つございます。北九州歯科大学でございます。それから私学で六つございます。日本大学の歯学部、それから日本歯科大学、東京歯科大学、それから神奈川歯科大学、愛知学院大学の歯学部、それから大阪歯科大学、以上でございます。

○小林武君 その歯学部について、歯学部を設置してもらいたという要請のあつた国立の大学というものはほかにございせんでしたか。

○政府委員(杉江清君) 具体的な形での要望は三つございました。まあ内々のお話はあつたようですけれども、まだ具体的な構想が熟さずに、正式の概算要求の措置をとってまいりませんでした。

○小林武君 歯学部の設置についても、大體いまの審議官のお話を聞いても同じようなところに固まつておるのです。大體、東京周辺、それから大阪とか、それから九州にもあります。それから名古屋の近所、それから今度できますれば広島とか、それから宮城県の仙台、こういうことになりませんが、北海道にはこれはないわけですね。人口の上からいっても当然考えられますし、それから二つの医学部と医科歯科大学を持つておるといふようなことからいっても、北海道の場合には、要請があつたら当然これは置かれなければならぬ場所だと考えるのですが、これはどういふものですか。

○政府委員(杉江清君) 地域的な配置から考えれば北海道にあつてもよろしいかと考えます。ただ

医学部の設置については、これは最大の問題は、いい教官が得られるかということでございます。その点でなかなかいい教官が得にくい実情にございまして、それらのことも考え、今後、条件が整うかどうか、その辺を十分検討してまいりたいと考えております。

○小林武君 教官を得られる、得られないということですね。これは文部省が世話するというのじゃなくて、もし大学で学部を設置するという場合には、その教官をあれですか、どういふ教官をそろえるかと、そのそろえる具体的な人事ですね、その面についての一応の検討は大学側が出すのですか、それとも文部省のほうで歯学部設置をきめてから、それから人事のほうは文部省でそれをどこにやるといふようなことをやるわけですか、どうですか。

○政府委員(杉江清君) 大学で要請するわけでございます。

○小林武君 そうすると、その大学でそのめどがついたら教官の問題は解決するということになるわけですね。

○政府委員(杉江清君) そういうことではございますが、ことし三つの歯学部を置きまして、この点で非常に困難な状況にあるということを痛感したのであります。これをあまり急いで多くの歯学部をつくるということは、かえつて質の低下を来たすということがほば明らかになつたと私も考えております。

○小林武君 あなたたちのほうでは歯学部の設置は必要だと考えられておると思うのです。しかし、いま一番の問題点は、いままでの御答弁から推測するところ、教官がなかなか充足できない、こういうところに問題点がある。できれば、つくつたらいふところに問題点があると思うのです。そこで私はやはり学者、そういう教官の不足というところについて文部省はもう少し考えなければいかぬと思うのです。一体何か大学の大学院に残るといふものが、医学部関係ばかりでなしに、そのほかのものもほんとうにあるのかどうか。私は

医学部卒業生のいわゆる医学博士といわれる若い人たちが二、三人と昼飯のときに一緒にあったのですけれども、その人たちは無給医員というのですか、無給何というのですか、給料を全然もらわないで大学の病院に勤務しておる。これが一つの大学の膨大な数なんです。医学博士で、年齢を見れば大体結婚なさってお子さんもある。これをただで使うというやうなやり方、これがなければ大学の病院が経営できないというやうなやり方が、はたして一体日本の医学を前進させることになるのかどうかというのを、毎度のことながらびくびくしたのです。これではやっぱり医者も生まれないうし、それからまた全国に一体どれだけ病院があつて、どれだけ無給の医師といふのがあるのですか。

○政府委員(杉江清君) 無給副手にはいろいろ勤務の態様があり、一日か二日出てくる者もあるわけですが、それらを全部含めまして、現在、無給副手は八千二百三十八人ございます。

○小林武君 それは日本全国ですか。

○政府委員(杉江清君) 日本全国でございます。

○小林武君 八千人、小一万ですね。この人たちが何年間無給で働くのかということになると、私の知っている人は、これでだいぶたつたのですが、私が聞いてからでも足かけ三年か四年ぐらゐになると思います。その間にもうその人は結婚をして子供をつくられておる。これでは何というか、これはもう残酷物語です。こういうことを一体どうしても制度上やらなければならぬのですか、解決の道というのはないのですか。それらの人たちがそれでは全部いなくなつたら病院といふのはどうなるのですか。私はやはりこういうやり方をやっていると、歯学部をつくつても、歯学部の教授になる人、助教授になる人もないというやうなことになる。医学部をつくつたてで、うだと思ふ。私はそういう点で、もう少しこの面についての抜本的な一つの改革といふのですか、そういうものをやらなきゃならぬのではないかと思うのです。これは政務次官、何年来こういう問題

にぼくはぶつかつてきておるのですが、このごろでは大学の学生諸君の中にはこれに対してやはり反発しているでしょう。それからそういう人たちが不満でたまらぬというやうな状態だと思ふのです。これは当然だと思ふのです。特に長い間、一番長く学校に入つていて、あげくの果てには国家試験、インターン、いろいろなむずかしいことをやらせておいて、今度は無給で何年もと、こういうことは一体正しい制度なのかどうか、ほんとうに一体医術といふものを向上させる道なのか。これについては、いままでも政府の中で議論されたことはないのですか、将来議論するお心持ちありませんか、どうですか。

○政府委員(押谷富三君) 小林委員の御発言で、同感の点もたいへん多いと思ひます。ちょうど時を同じういたしまして、両三日後に無給の副手の人たちが私に会見を申し込まれておる事実があります。私は喜んでお目にかけまして、この重要な問題について、さらにその人たちがからなまの声を聞いて、大いにみづから認識を深め、また検討すべきものは前向きに検討をいたしたいと存じております。

○小林武君 ひとつこの問題は真剣に御検討いただいた方がいいです。いつまでも放置できるというのじゃないと思ふのです。八千人というとなんかの金額になることですけれども、しかし、日本の学術の将来を考え、医術の進歩のことを考えますと、これはまた私はささいな金だと思ふのです。そのことについて、ひとつ研究者のために、来年度の予算においてはこういう無給の副手がなくなるやうな案をぜひとも実現させていただきたいと思ひます。

○説明員(安養寺重夫君) 先ほどお尋ねの学生の入学状況でございますが、総定員八百八十名でございます。いま、九大学に付置してございまして、現在の、第三年度の在校生は七百五十八名、二年次が七百五十七名、一年次が七百二名ということになっております。昨年三月に最初の卒業生が六百十六名、そのうち五百十五名、約八割弱が高専学

校の工業教員に就職したわけでございます。

○小林武君 あとの二割はどういうところに行きましたか。

○説明員(安養寺重夫君) 数名の者が大学の助手というやうなやつで残りました以外は、一般の会社のほうに就職したわけでございます。

○小林武君 出ていって、まだ一年足らずのことでございますが、これについてこれ批判もできないのですけれども、一般的なことからいへば、やはり科学技術の進歩といふものは、ほんとうに目をおおくらゐの速度でもって進歩している。そして、いわゆる中級の技術者といふのですか、そういうものを養成する学校に勤務するわけでありまして、その使命はなかなか重いと思うのです。そこで私はやはり工業教員養成所といふものは、法律の性格からいっても、何とか早く四年制の大学にでもして、ここから出た者が、いろいろな教育の面からいっても、技術の面からいっても、見劣りのしないやうなものにしなければならぬと思ふ。学生の諸君もそれを望んでいると思う。何といつても、私はこれは便宜の措置であるということは間違いないと思ふ。そういう点はひとつ考慮して、私は特に何といひますか、一番変化の多い、進歩の激しい部面の仕事に携わっている人たちに、日本でこういうやうな形で教員の養成をやっているというところは、いささかちよつと恥ずかしいと思ふ。その点で、私は広くよその国のことを知っているわけではありませんが、聞くとところによりまして、いわゆる後期中等教育に対する、特に理工系の者に対する力の入れ方はばく大だということをお聞きしております。各々とも、ちよつと時代おくれの感があつた。しかしその点、私は一面において、悪くいえば急場に間に合わせるということも多少は必要であつたわけですが、ひとつ今度は大学に残れるという希望を持たせる、しかし、これも残れるといつたところで、編入することが許されたところで全部が入れるわけではない。そうすると、やはりたいいていの者が、ぼくに言わせれば不十分

な形で工業科を出ていく、ぜひともこの問題については、文部省におかれては、十分御検討いたしたい、そしてこの面でおくれをとらないやうなふうにしていただきたい、このやうに考えます。

○委員長(山下春江君) この際、都合により暫時休憩いたします。

午後四時四十八分休憩

午後六時五十五分開会

○委員長(山下春江君) これより委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、植木光教君、柏原ヤス君が委員を辞任され、その補欠として和田鶴一君、鬼木勝利君がそれぞれ委員に選任されました。

○委員長(山下春江君) この際、国立養護教諭養成所設置法案を再び議題とし、質疑を続行いたします。

御質疑のある方は順次御発言願ひます。――別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山下春江君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もないやうでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山下春江君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。国立養護教諭養成所設置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山下春江君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際はおかりいたします。
先ほど理事各位と御協議決定いたしました附帯決議案を便宜私より提案いたします。
まず、案文を朗読いたします。

国立養護教諭養成所設置法案に対する附帯決議案

養護教諭の充足の現状にかんがみ、養護教諭の各校必置をすみやかに実現するため、左記の事項に留意して計画的な養成確保を図るべきである。

一、養護教諭養成所の充実、増設等についてすみやかに検討され、その実現に努力すること。

二、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に対して、日本育英会の奨学資金の貸与並びに返還免除の措置を講ずるよう努力すること。
ただいまの附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山下春江君) 全会一致と認めます。よって、ただいまの附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。文部大臣より発言を求められておりますので、これを許します。愛知文部大臣。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいまの御決議につきましては、御趣旨に沿い、十分検討いたしましたことと存じます。

○委員長(山下春江君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山下春江君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下春江君) この際、国立学校設置法等の一部を改正する法律案を再び議題とし、質疑を続行いたします。

質疑のある方は、順次御発言願います。――別

に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山下春江君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小林武君 私は日本社会党を代表いたします。その一つは、いい教員を養成するという、そういう環境としては、総合大学の中において教員養成を行なうということが最も適当であると考えておられますが、その点が今度の宮城教育大学の出現によって全面的に認められなくなった、このことが一つであります。

もう一つは、これによって宮城県の教員の充足に対して貢献するということ、こういう提案の趣旨でありますけれども、現在の教育学部よりも宮城教育大学というものは学生の定員において少な過ぎるものであります。これは明らかに、宮城県にとどまる教員が少なく、あるいは宮城県の教員の供給をするのに非常に問題があることといたし、こういう提案の理由からはいへん反対した結果でございますので、この点についてまず反対するわけでありまして、第三点といたしましては、東北大学の協力によるということが言われておりますけれども、東北大学の内部においては、この問題について賛否両論がございます。特に教員養成学部の教授の間においては反対の意向がはつきりしておること、あるいは敷地問題からいって農学部がこれに必ずしも賛成してないというふうな点、こういう事態等を考えまして、そういう東北大学の意見の不一致のままこういう教育大学の分離をはかったことについては賛成しかねるものであります。

この点について、私も、宮城教育大学を含むところの本法律案については反対の意思を表明いたします。

○吉江勝保君 私は自由民主党を代表いたしましたし

て、ただいま議題となっております国立学校設置法等の一部を改正する法律案に対し賛成の意見を述べたいと存じます。

まず、東北大学から分離して新たに宮城教育大学を創設いたしますことは、政府の提案理由にもありますとおり、従来の事情にかんがみ、義務教育関係の教員確保のためにきわめて時宜に適切な措置であると信ずるものであります。

次に、国立大学に歯学部その他の学部学科を新設して、大学入学志願者の急増にこたえ、大学院及び付置研究所を新設して、研究能力の高い職業人を学者の養成をはかることは、いずれもわが国の高等教育に課せられました重要な問題の解決に資することが大きいと考えます。

以上述べた理由により、本案に対し賛成の意を表するものであります。

○委員長(山下春江君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山下春江君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。国立学校設置法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山下春江君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山下春江君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下春江君) オリンピック記念青少年総合センター法案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。愛知文部大臣。

○国務大臣(愛知揆一君) このたび政府から提出いたしましたオリンピック記念青少年総合センター法案につきまして、提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

オリンピック東京大会は、昨春秋、全国民あげての絶大なる御支援と御協力のもとに、大成功裏に終了いたしました。この大会は、単にわが国スポーツ界にとつて画期的なできごとであるばかりでなく、すべての国民、特に青少年にとつて永久に記念されるべき世紀の祭典であったのであります。このことにかんがみ、大会に際し、世界各国からつどい來た若人たちのいこいと交歓の場となつた選手村の施設は、このオリンピック東京大会を記念するとともに、これを次代になうわが国青少年のために最も有意義に活用される施設とすることをかねて念願してきたのであります。

幸いにして、このたび、これを青少年のための宿泊研修施設として用いることになりましたので、この施設を国より出資し、適切に運営させるため、特殊法人オリンピック記念青少年総合センターを設立することといたしました。

この法律案は、特殊法人オリンピック記念青少年総合センター設立の目的を定めるとともに、この特殊法人の資本金、組織、業務、財務、会計、監督等に関し、所要の規定を設けたものであります。すなわち、第一に、オリンピック記念青少年総合センターは、その設置する青少年のための宿泊研修施設を適切に運営し、青少年の心身の発達をはかり、もつて健全な青少年の育成に寄与することを目的とするものであります。なお、青少年総合センターは、これを法人とし、その設立当初の資本金は、さきに申し述べました政府が出資した財産の価格の合計額に相当する金額といたしております。

第二に、この法人の業務についてであります。第一は、青少年のための宿泊研修施設を設置し、運営することであり、第二は、この宿泊

第一三四五号 昭和四十年三月十六日受理

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 京都市上京区寺町今出川上ル二筋

目東入三栄町四六 渋谷正一

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一三四六号 昭和四十年三月十六日受理

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 大阪府布施市下小阪七四九 奥田

義和

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一三四七号 昭和四十年三月十六日受理

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 神戸市葺合区熊内橋通五丁目 大

西熟

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一三四八号 昭和四十年三月十六日受理

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 兵庫県三木市志染町広野甲一二四

ノ九 山内敦子

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一三六四号 昭和四十年三月十六日受理

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 北海道枝幸郡浜頓別町北二ノ二

森下幸次郎

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一三六五号 昭和四十年三月十六日受理

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 青森県西津軽郡木造町 岩城敏

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一三六六号 昭和四十年三月十六日受理

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 福島県会津若松市城東町一五ノ一

斎藤四志男

紹介議員 大河原 一君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一三六七号 昭和四十年三月十六日受理

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡川口町川口 大矢

齊

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一三六八号 昭和四十年三月十六日受理

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡中ノ口村打越 北

沢昭松

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一三六九号 昭和四十年三月十六日受理

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 岐阜市菊地町一ノ二〇 棚橋勝治

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一三七〇号 昭和四十年三月十六日受理

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 三重県津市桜橋通二丁目 田中実

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一三七一号 昭和四十年三月十六日受理

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 岡山県総社市中原 横田勝芳

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一三七二号 昭和四十年三月十六日受理

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 香川県綾歌郡飯山町真時 大林浅

吉

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一三二四号 昭和四十年三月十六日受理

すしづめ教室の解消、教職員定数増加のため「公

立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標

準等に関する法律」改正に関する請願

請願者 岐阜県美濃市極楽寺八一七ノ一

東海沢道

紹介議員 高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三三二号 昭和四十年三月十六日受理

すしづめ教室の解消、教職員定数増加のため「公

立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標

準等に関する法律」改正に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒巻字杉添東一ノ六

角田勇

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三四九号 昭和四十年三月十六日受理

すしづめ教室の解消、教職員定数増加のため「公

立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標

準等に関する法律」改正に関する請願

請願者 北海道枝幸郡浜頓別町北二ノ二

森下幸次郎

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三五〇号 昭和四十年三月十六日受理

すしづめ教室の解消、教職員定数増加のため「公

立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標

準等に関する法律」改正に関する請願

請願者 秋田市泉一ノ坪七三ノ一〇 高田

ミサヲ

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三五一号 昭和四十年三月十六日受理

すしづめ教室の解消、教職員定数増加のため「公

立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標

準等に関する法律」改正に関する請願

請願者 福島県会津若松市城東町一五ノ一

斎藤四志男

紹介議員 大河原 一君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三五二号 昭和四十年三月十六日受理

すしづめ教室の解消、教職員定数増加のため「公

立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標

準等に関する法律」改正に関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡川口町川口 大矢

齊

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三五三号 昭和四十年三月十六日受理

すしづめ教室の解消、教職員定数増加のため「公

立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標

準等に関する法律」改正に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡中ノ口村村越 北

沢昭松

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三五四号 昭和四十年三月十六日受理

すしづめ教室の解消、教職員定数増加のため「公

立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標

準等に関する法律」改正に関する請願

請願者 名古屋市中区南外堀町教育会館内

早川欽司

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三五五号 昭和四十年三月十六日受理

すしづめ教室の解消、教職員定数増加のため「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願

請願者 岐阜市菊地町一ノ二〇 棚橋勝治

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三五六号 昭和四十年三月十六日受理

すしづめ教室の解消、教職員定数増加のため「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願

請願者 三重県津市江戸橋三ノ一九七 家城清

紹介議員 大倉精一君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三五七号 昭和四十年三月十六日受理

すしづめ教室の解消、教職員定数増加のため「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願

請願者 京都市北区紫竹下芝本町三二 寺島洋之助

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三五八号 昭和四十年三月十六日受理

すしづめ教室の解消、教職員定数増加のため「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願

請願者 大阪府八尾市黒谷一七三ノ五 岡本和夫

紹介議員 亀田得治君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三五九号 昭和四十年三月十六日受理

すしづめ教室の解消、教職員定数増加のため「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願

請願者 大阪府泉佐野市日根野六、二三〇 木佐正雄

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三六〇号 昭和四十年三月十六日受理

すしづめ教室の解消、教職員定数増加のため「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願

請願者 神戸市葺合区熊内橋通り五 大西 勲

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三六一号 昭和四十年三月十六日受理

すしづめ教室の解消、教職員定数増加のため「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願

請願者 兵庫県三原郡緑町倭文 城越重騎夫

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三六二号 昭和四十年三月十六日受理

すしづめ教室の解消、教職員定数増加のため「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願

請願者 鹿児島県加世田市唐仁原六、一二五 森田邦三郎

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三六三号 昭和四十年三月十六日受理

すしづめ教室の解消、教職員定数増加のため「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願

準等に関する法律」改正に関する請願

請願者 鹿児島県出水市武本小原 福留久光

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

三月三十日委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十五日)

一、オリンピック記念青少年総合センター法案

昭和四十年四月五日印刷

昭和四十年四月六日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局